

2023（令和5）年度版

おおむた子ども支援ガイドブック

子どもを、家庭を
チームワークで支えるために



— 目 次 —

ガイドブックの作成にあたって	P2
中学から高校にかけての就学支援について	P3-4
高校から大学、専門学校等にかけての就学支援について	P5
—関連資料—	
関係資料Ⅰ	
ファミリーとしてとらえたとき、子どもや家庭の支援にかかわる社会資源	P6
関係資料Ⅱ	
子どもをライフステージやファミリーでとらえたときに、就学支援につながる諸制度の全体像について（イメージ図）	
＜妊娠から小、中、高校、大学、専門学校、就職、中高年、高齢期まで＞	P7-12
関係資料Ⅲ -諸制度の概要について-	
年齢別児童家庭福祉施策の一覧（大牟田市の場合）	P13
1 母子の健康と生活、仕事などを支える制度	P14-
◇ 妊娠・出産を支えるために	P14
◇ 子育てを支えるために	P15-17
◇ 母子を医療面から支えるために	P18
◇ 母子の健康を支えるために	P19
◇ 働きながら子どもを育てるために 産休と育児休業制度	P20-23
◇ 働きたい人の就業準備&仕事探しを応援する機関等	P24-25
◇ 子育て、ひとり親家庭支援制度	P26-28
2 小、中、高校の就学や修学を支える制度	P29-
(1)小、中学校期にかかわって	P29-33
(2)教育相談関係	P34
(3)高等学校の授業料にかかわる制度及び就学支援諸制度	P35-46
(4)障害児関係の支援制度	P47-51
3 仕事にかかわる支援制度や機関（就職支援、労働関係相談、離職者の支援など）	P52-59
4 高齢者のくらしにかかわる支援制度や機関	P60-62
【参考資料】	
○子どもや家庭への支援について、協働した動きをどのようにつくるか	P63-64
○保護者へ紹介したり、子どもの学びや育ちにかかわる人たちも相談できたりする窓口一覧	P65
○心や人とのかかわりのことでの悩みや心配へのサポートについて	P66-67
○被災された方へのさまざまな支援制度	P68
○本人及び関係者の支援にかかわる社会資源マップ「わたしの応援団」	P69-70
○奨学金予約募集の申請等に必要所得証明の取得に活用できる資料	P71
○大牟田市役所案内図（子ども支援ガイドブックに関係する部署）	P72

ガイドブックの作成にあたって

○資料の位置づけ

この資料は、子どもの育ちや学び、家族にかかわる支援者が、子ども支援にかかわる情報（発達段階における必要経費や諸支援制度等）のイメージをつかみ、相談できるところにつなぐ等、具体的な支援に活用できるものをめざしました。

○資料作成にあたっての工夫

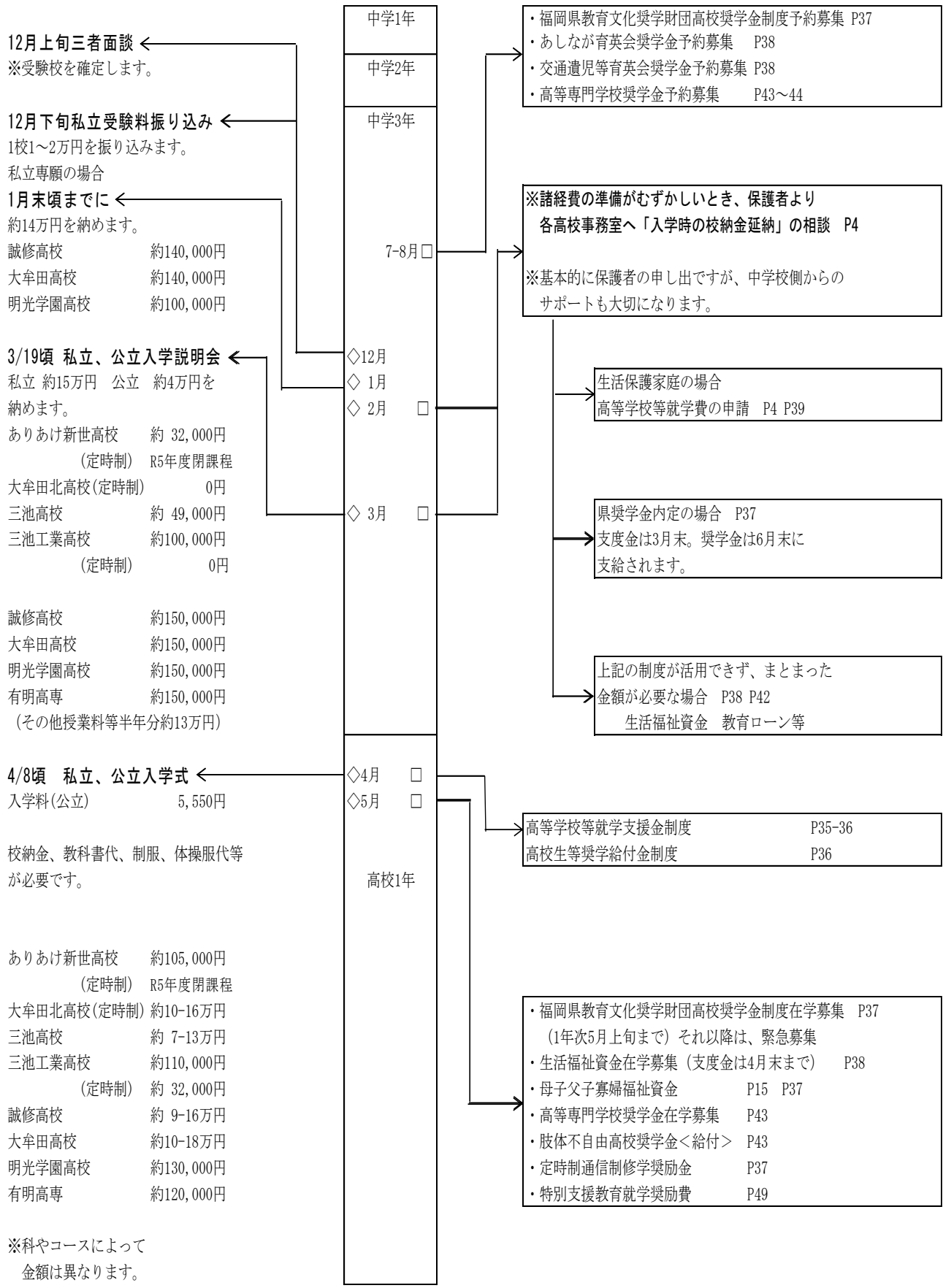
- (1) 中・高における就学支援制度について重点をおき、具体的な支援の手だて等を、図式化してみました。
- (2) 子どもの学びや育ちの段階において、状況の変化を想定し、その対応についても図式化してみました。
- (3) 支援にかかわる諸制度や関係機関などについて、どこに相談すればよいのか、ということがわかるような関係図（エコマップ）を作ってみました。

【関係資料Ⅰ】

- (4) 子どもの就学支援につながる諸制度の全体的な把握のために、子どもをライフステージの中でとらえる視点と、ファミリーでとらえる視点から必要経費や諸制度を整理してみました。 【関係資料Ⅱ】

※ なお、この資料は2023（令和5年）年9月現在のデータをもとに作成したものです。詳細については、制度等を所管する機関・団体等に必ずお問い合わせの上、ご確認ください。

中学、高校生が安心して、進学、修学できるように 高校進学にかかる費用とスケジュール



<資料>

○入学時の校納金の納入が難しい場合の対応例

	具 体 的 な 対 応	相 談 窓 口
基本的な対応 <延納願い>	保護者が、高校に相談することで、入学時の校納金の中で、納入を猶予・分割することや奨学金や入学支度金等の受給まで待つなどの対応ができる場合があります。 詳しくは、各高校の事務室に相談してください。	各高校事務室
生活保護家庭 高等学校等就 学費での対応 P39	生活保護受給世帯は、生業扶助・高等学校等就学費の中で、入学準備費用(87,900円以内)の支給があります。 また、入学料(公立高校相当分)や学用品費、教材費等は、入学者説明会后、早急に説明会資料及び印鑑を持参して申請すれば7~10日後に、また3/20頃までに申請すれば4/2に支給されます。	大牟田市保護課 41-2667
福岡県高校奨 学金制度での 対応 P37	予約募集で内定している生徒には、支度金は3月下旬、奨学金は、6月下旬に支給されます。 昨年の9月以降に、奨学金が必要になった生徒の場合在学募集は、1年次の5月上旬までに、各高校で申請することができます。(※申請期間が短いので要注意)	福岡県教育文化 奨学財団
その他の場合 の対応例 P42	上記の制度を活用できない場合で、まとまったお金が必要な場合は、日本政策金融公庫教育ローンでも対応可能です。6ヶ月の短期間から、保証人1人と保証料で、借入可能です。固定金利年1.95%(R5/5/1現在) ※ 母子、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(132万円)以内の方等は固定金利年1.55%(返済期間15年以内) ○教育資金融資保証金 連帯保証人の代わりに保証料を支払うやり方 保証料の目安(融資額100万円当たり)	各金融機関担当 窓口 または 教育ローンコー ルセンター 0570-00-8656

返済期間	利息のみ返済(元金据置)期間		
	なし	2年	4年
5年	15,572円	18,686円	21,800円
10年	30,795円	36,954円	43,113円
15年	55,463円	66,555円	77,648円

※保証料は、融資金から差し引く。
交通遺児、母子、父子家庭等は保証料が1/2になります。

※ 個々の家庭の状況に合わせて活用できる就学支援諸制度を具体的に把握するための「就学支援制度活用シミュレーションシート」2023(令和5)年度版がHPにあります。不明な点は、事務局(41-2869:人権・同和教育課内)にお尋ねください。

大学、専門学校等の進学にかかる費用とスケジュール

1年間の学習費総額(注1)

公立(全日制)	
高校1年生	629,459円
2年生	457,895円
3年生	455,762円
私立(全日制)	
高校1年生	1,276,978円
2年生	941,873円
3年生	937,550円

国立有明高専

※各校の月々の校納金は、P36を参照

7月 三者面談

※志望校を決める

大学受験のめやす(注2)←

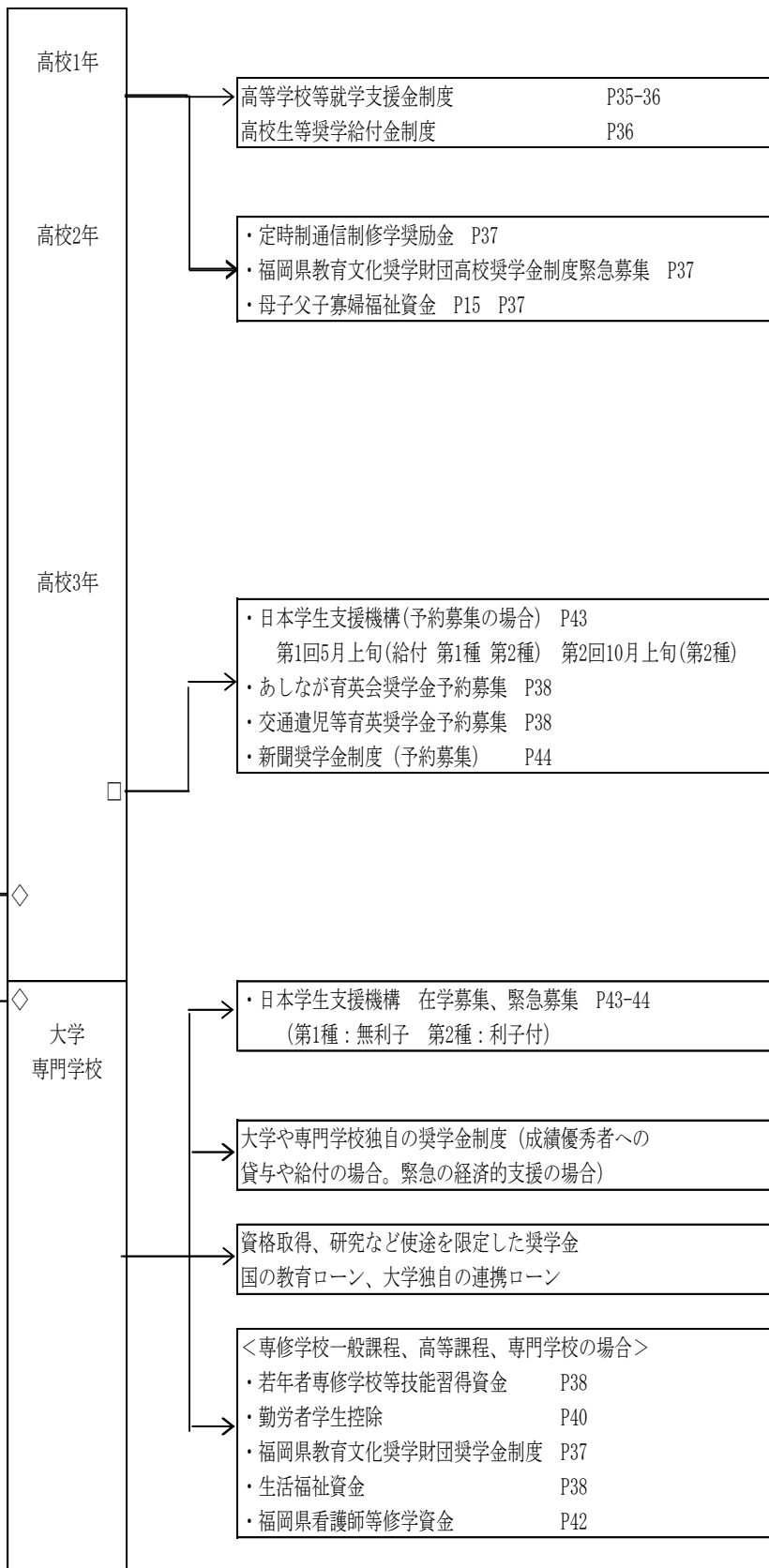
私立大学	
(医・歯学部を除く一般入試)	約35,000円
(医・歯学部一般入試)	4万~6万円
(センター試験利用入試)	12,000~25,000円
大学入試センター試験	
(3教科以上受験)	約18,000円
国立大2次試験	約17,000円
私立専門学校 専修学校	
	約1万~3万円

入学初年度に必要な学費のめやす(注3)←

国立大学	817,800円
私立文系	1,188,991円
理系	1,566,262円
医・歯学部	4,890,539円
専門学校	
工業系分野	約117~134万円
教育社会福祉分野	約110~118万円
商業実務分野	約104~120万円
医療、衛生分野	約91~172万円

※大学4年間の学費平均

国立大学	約243万円
私立文系	約398万円
理系	約542万円
医・歯学部	約2,357万円
〔(授業料+施設整備費)×6年+入学金で計算〕	



(注1)文科省「令和3年度子どもの学習費調査」より

(注2)センター試験の検定料以外は、大学のHPをもとに算出した平均値

(注3)文科省「国立大学等の授業料その他に関する省令」「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額」より
令和4年度専修学校各種学校調査統計資料より

<地域、福祉分野関係>

各種介護保険サービス	福祉課(介護保険担当) P60-62 地域包括支援センター	大牟田市役所
障害者へのサービス	福祉課(障害福祉担当) P47,P48,P51	
生活保護	保護課 P33	
子どもや子育て家庭への支援	子ども育成課 子ども家庭課	

就職や離職にかかわる相談窓口	ハローワーク P24, 52 マザーズコーナー P24 子育て女性就職支援センター P25, 53
女性の相談窓口	大牟田市男女共同参画センター P55

39歳までの就職相談窓口	福岡県若者就職支援センター P52 ハローワーク P24, 52
--------------	-------------------------------------

障害にかかわる相談窓口	りんどうの森 P50 あおぞら P50 ほっとかん
-------------	---------------------------------

地域の相談窓口	民生委員・児童委員
育児を支援する機関	ファミリーサポートセンター P16 はぐはぐおおむた P17
子育ての相談窓口	児童家庭相談室 P17 子ども家庭支援センターあまぎやま P17 P50 児童相談所 P17
子どもの生活を支える機関	児童養護施設甘木山学園

放課後の子どもを支える場	学童保育所、学童クラブ P17
--------------	-----------------

子どもの発達を支える場	適応指導教室、教育相談 P34
-------------	-----------------

子どもの心を支えるひと	スクールカウンセラー
-------------	------------

子どもや家庭を支援するひと	スクールソーシャルワーカー
---------------	---------------



<教育分野関係>

大牟田市役所	保護課	教育扶助 P33 高等学校等就学費 P39
	子ども家庭課	母子父子寡婦福祉資金(修学資金、就学支度資金) P15 P37

社会福祉協議会	生活福祉資金 P38 (教育支援資金、修学支援費) 生活困窮者自立支援事業 P57-58
---------	--

大学独自の奨学金制度(成績優秀者への貸与や給付の場合。緊急の経済的支援の場合。)	
新聞奨学金制度、民間団体の奨学金制度	P44-46

高校	<高校経由で申請> ・日本学生支援機構奨学金 P43 ・あしなが育英会奨学金 P38 ・交通遺児等育英会奨学金 P38 ・高等学校等就学支援金制度 P35-36 ・定時制通信制修学奨励金 P37 ・福岡県教育文化財団高校奨学金制度 P37 在学募集(1年次5月上旬まで)以降は緊急募集
----	---

中学校	<中学校経由で申請> ・福岡県教育文化財団高校奨学金制度予約募集 P37 ・あしなが育英会奨学金予約募集 P38 ・交通遺児等育英会奨学金予約募集 P38 ・就学援助 P31-32 ・特別支援教育就学奨励費 P49
-----	--

小学校	・就学援助 P31-32 ・特別支援教育就学奨励費 P49
-----	----------------------------------

妊娠、出産にかかる費用のめやす

- ◇妊娠中の健診費用 約11万円
- ◇出産、入院費 約47万円
(正常分娩の場合)

育児用品の価格のめやす

- ◇新生児衣料(肌着、おむつ等)
約19,800円～
- ◇授乳用品(哺乳瓶等)
約15,730円～
- ◇寝具(シーツ、かけ布団等)
約36,740円～
- ◇外出用品(ベビーカー等)
約37,950円～

※ユニ・チャームHP「育児お役立ち情報」の数値を参照

認可保育所、認定こども園等の保育料のめやす

保育所、認定こども園(保育)

3歳未満児 0～48,000円

保育所、認定こども園(保育・教育)、幼稚園

3歳以上 0円 (令和元年10月から無償化)

学校種別の年間学習費総額

※このなかに給食費、学校外活動費も含まれます。

※令和3年度文部科学省の調査より

公立

幼稚園	165,126円
小学校	352,566円
中学校	538,799円
高校	512,971円

妊娠

誕生

幼稚園

保育所・認定こども園

妊娠・出産する母子の健康と生活を支える制度

- 妊娠届(母子健康手帳交付) P14
- 健診費用の補助 P14
- 出産費用の支給 P14
- 出産・子育て応援ギフト P14-15
- 出産のために会社を休んだ場合の手当の支給 P21
- 母子の医療 保健関係の支援制度 P18-19

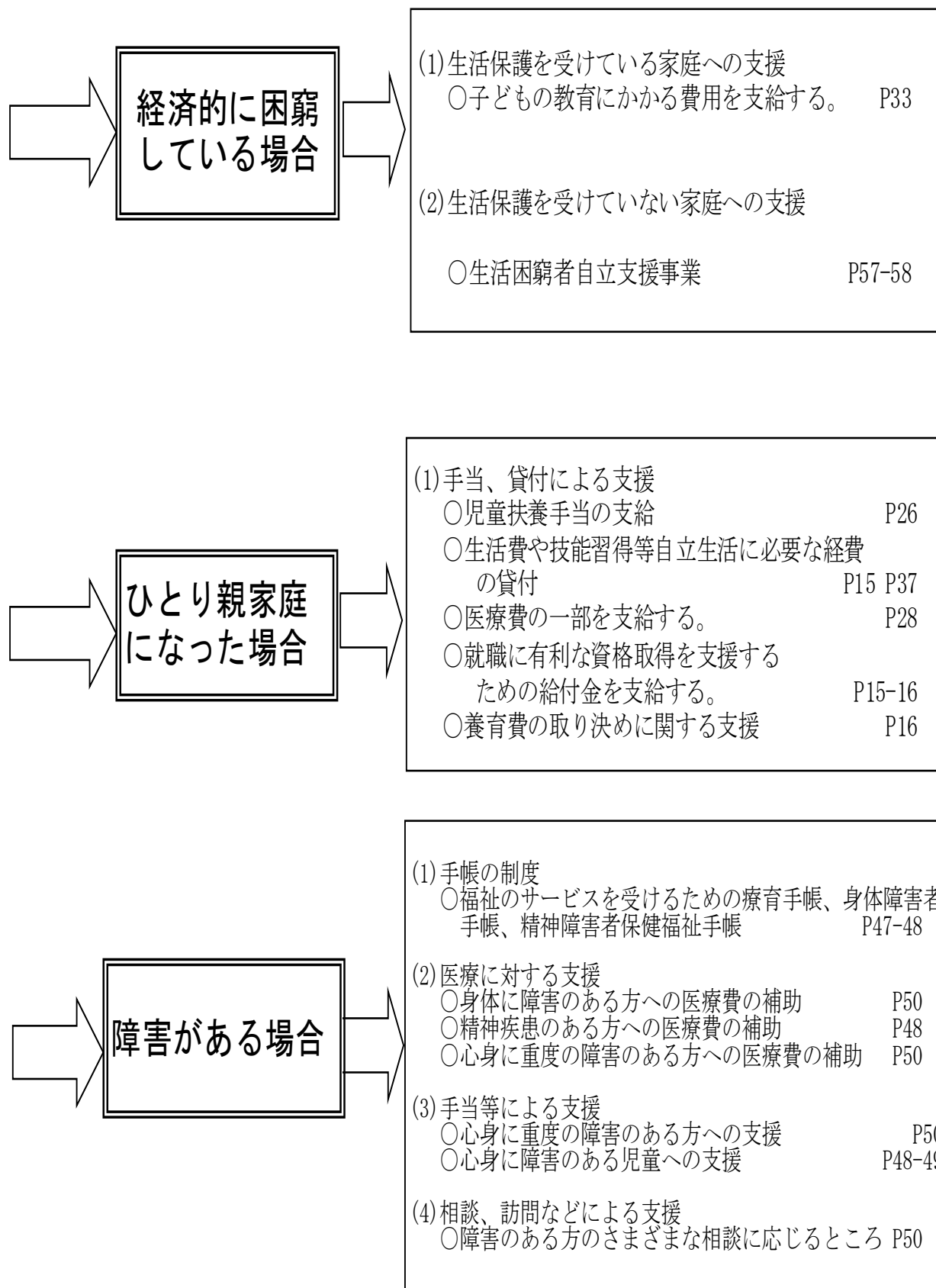
育児中の保護者と子どもの生活を支える手当や貸付等

- 養育医療給付 P18
- 発達支援事業 P19
- 乳幼児の健康診査と相談 P19 P28
- 歯科健康診査 P19 P28
- 訪問指導 P19
- 産休、育児休業制度 P20-21
- 育児休業中仕事を休んでいる間の給付金の支給 P22
- 育児休業中の生活資金の貸与 P22-23
- 仕事探しを支援する機関等 P24-25

子どもが病気になったときの支援

- 子ども医療費の補助 P15 P28
- ひとり親家庭等医療費の補助 P27
- 病児・病後児保育 P16
- 小児慢性特定疾病医療費の公費負担 P18
- 育成医療給付 P18

家庭の状況や子どもの状態が変化した場合の支援



私立

幼稚園	308,909円
小学校	1,666,949円
中学校	1,436,353円
高校	1,054,444円

小学生が1年間でかかる学習費総額

◇学年別の平均（公立）

1年生	379,539円
2年生	283,211円
3年生	315,794円
4年生	329,198円
5年生	380,774円
6年生	423,506円

※小学校平均352,566円の内訳

学校教育費	65,974円
学校給食費	39,010円
学校外活動費	247,582円

※令和3年度文科省学習費調査より

学童保育所、学童クラブ利用料のめやす

前年度市町村民税課税世帯	月額7,000円
前年度市町村民税非課税世帯	月額4,500円
生活保護世帯	月額2,000円

中学生が1年間でかかる費用

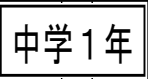
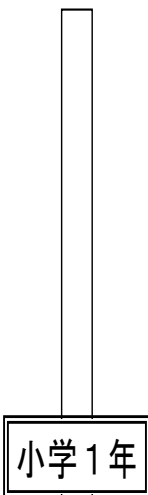
◇学年別の平均（公立）

1年生	531,544円
2年生	443,848円
3年生	640,925円

※中学校平均538,799円の内訳

学校教育費	132,349円
学校給食費	37,670円
学校外活動費	368,780円

※令和3年度文科省学習費調査より



乳幼児期の子どもと保護者に対する訪問、相談、交流の場

- 専門職員の家庭訪問による
育児相談や育児支援事業 P19
- 子どもと家庭に関する相談 P15 P17
- 育児相談や育児サークル P16
- 子育て中の親子の交流の場 P16 P19

子育てに関わる相互援助

- ファミリー・サポート・センター事業 P16
- おおむたキャロットサービス事業 P17

長期休暇や放課後の子どもの生活の場

- 学童保育所、学童クラブの利用 P17

思春期・青年期の課題に対する相談

- 発達障害のある方やその家族への支援 P50
- 若者の自立にむけた総合的なサポート P52
- 不登校や引きこもりで悩んでいる方や家族への支援 P34 P50

- 学習支援事業 P57-58

高校進学や修学のための支援制度

- 福岡県教育文化奨学財団高校奨学金【予約募集】 P37
- 各種奨学金等 P37-46

家庭の状況や子どもの状態が変化した場合の支援

経済的に困窮している場合

- (1)生活保護を受けている家庭への支援
 - 子どもの教育にかかる費用を支給する。 P33
- (2)生活保護を受けていない家庭への支援
 - 子どもの教育費や入学に必要な費用を貸し付けする。 P37
 - 小中学校の給食費や修学旅行費等を支給する。 P31-32
 - 生活困窮者自立支援事業 P57
 - 学習支援事業 P57-58

ひとり親家庭になった場合

- (1)手当、貸付による支援
 - 児童扶養手当の支給 P26
 - 生活費や技能習得等自立生活に必要な経費の貸付 P15 P37
 - 医療費の一部を支給する。 P28
 - 就職に有利な資格取得を支援するための給付金を支給する。 P16
 - 養育費の取り決めに関する支援 P15
- (2)相談、訪問などによる支援
 - 就職や自立にむけての相談 P24-25
 - 保育などを一時的に援助するもの P16

障害がある場合

- (1)手帳の制度
 - 福祉のサービスを受けるための療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 P47-48
- (2)医療に対する支援
 - 身体に障害のある方への医療費の補助 P50
 - 身体に障害のある子どもへの医療費の補助 P50
 - 精神疾患のある方への通院費の補助 P48
 - 心身に重度の障害のある方への医療費の補助 P50
- (3)手当等による支援
 - 心身に重度の障害のある方への支援 P50
 - 心身に障害のある児童への支援 P48-49
- (4)教育に関する支援
 - 特別支援学校や特別支援学級に通う子どもに対して、学費や給食費等を補助する。 P49
- (5)相談、訪問などによる支援
 - 障害のある方のさまざまな相談に応じるところ P50

1年間の学習費総額(注1)

公立高校(全日制)	
1年生	629,459円
2年生	457,895円
3年生	455,762円
私立高校	
1年生	1,276,978円
2年生	941,873円
3年生	937,550円

入学初年度に必要な学費のめやす(注2)

国立大学	817,800円
私立文系	1,188,991円
理系	1,566,262円
医・歯科学部	4,890,539円
専門学校	
工業系分野	約117-134万円
教育社会福祉分野	約110-118万円
商業実務分野	約104-120万円
医療、衛生分野	約91-172万円

※大学4年間の学費平均

国立大学	約243万円
私立文系	約398万円
理系	約542万円
医、歯学部	約2,357万円

病気になったときの医療費のめやす

例) 30日程度の入院が必要な場合(注3)
 平均約20万円(注4)
 ※治療費、食事代、差額ベッド等を含む。
 ※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

介護サービスを利用するときの費用のめやす

◇自宅で介護を受ける場合(例 要介護3)

ヘルパー(毎日)	約15,000円
訪問看護(週2回)	約5,000円
通所リハビリ(週2回)	約8,000円
※食費	約4,000円
福祉用具レンタル(ベッド)	約1,300円
月額約	33,300円
住宅改修(手すり設置、段差解消)	約20,000円

◇施設に入所する場合(例 要介護3)

グループホーム	約10-14万円
有料老人ホーム	約10-17万円
特別養護老人ホーム	約5-12万円
老人保健施設	約6-13万円

住み替えをするときの費用のめやす

高齢者用賃貸住宅 約10-12万円
 ※家賃、食費込み(サービス利用料別)

(注1)文科省「令和3年度子どもの学習費調査」より
 (注2)文科省「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」
 「令和3年度私立大学入学者に係わる初年度学生納付金平均額」より
 (注3)厚生労働省「患者調査/平成29年」の中年期の平均入院日数を反映
 (注4)生命保険文化センター「生活保障に関する調査/令和元年度」の数値を参照



- 高等学校等就学支援金 P35-36
- 生活保護家庭高等学校等就学費 P39
- 福岡県教育文化奨学財団高校奨学金(在学募集、緊急募集) P37
- 定時制通信制修学奨励金 P37
- 各種奨学金等 P37-46

- 日本学生支援機構(予約募集) P43
- あしなが育英会奨学金予約募集 P38
- 交通遺児等育英会奨学金予約募集 P38
- 新聞奨学生制度(予約募集) P44

- 日本学生支援機構(在学募集、緊急募集)(第1種:無利息 第2種:利子付) P43

大学や専門学校独自の奨学金制度
 (成績優秀者への貸与や給付の場合)

資格取得、研究等使途を限定した奨学金
 国の教育ローン 大学独自の連携ローン

- <専修学校一般, 高等課程, 専門学校の場合>
- 若年者専修学校等技能習得資金 P38
 - 勤労者学生控除 P40
 - 福岡県教育文化奨学財団奨学金制度 P37
 - 生活福祉資金 P38
 - 福岡県看護師等修学資金 P42

就職

- 就職や離職したときの支援
- 大牟田公共職業安定所 P24, 52
 - 福岡県若者就職支援センター P52
 - 子育て女性就職支援センター P25 P53
 - 福岡県中高年就職支援センター P53
 - 生活支援等諸制度 P54-55
 - 労働関係相談窓口 P54
 - 筑後若者サポートステーション P56
 - 生活困窮者自立支援事業 P57-58
 - 奨学金返還支援制度 P59

結婚

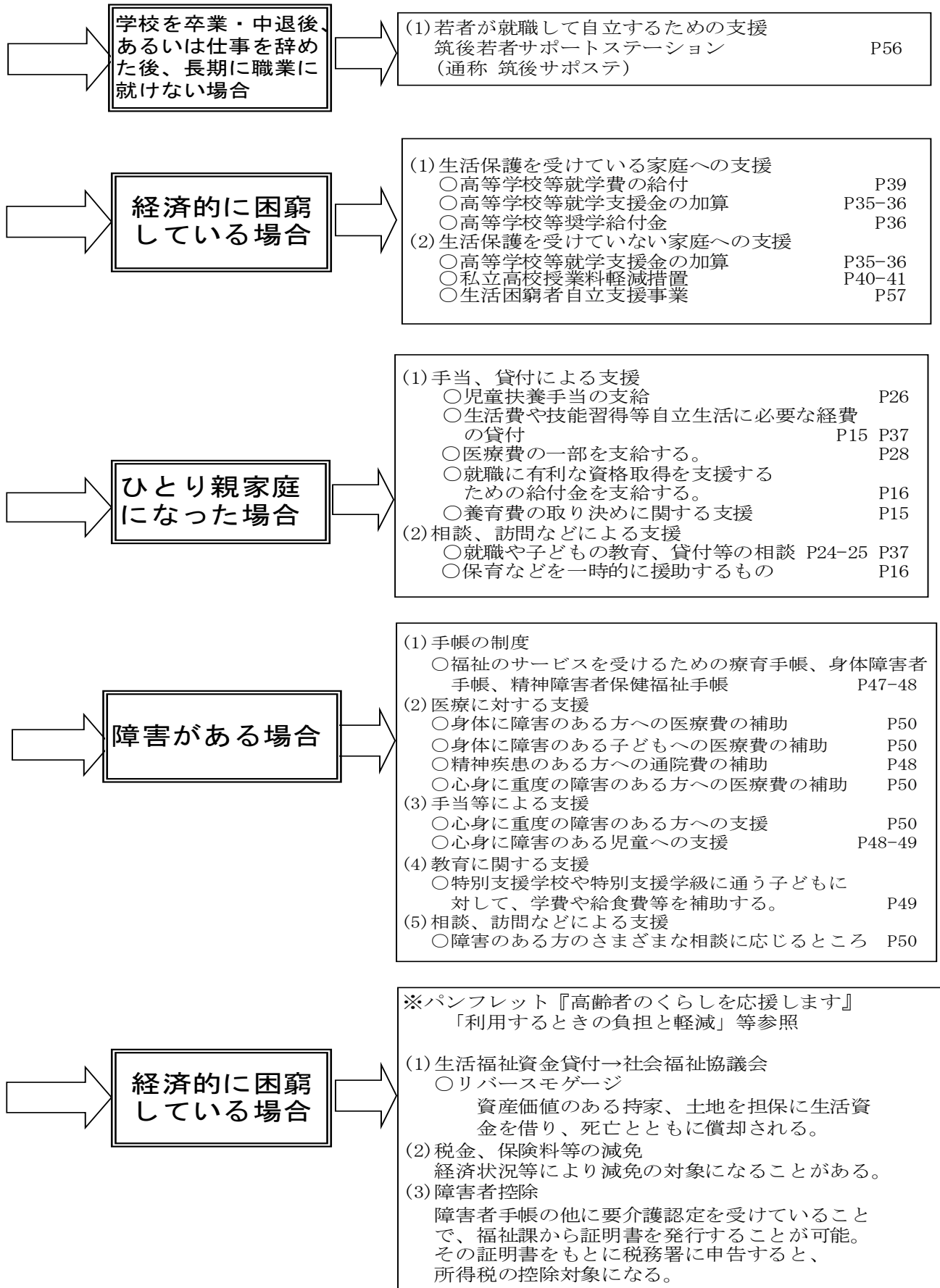
- 配偶者等からの暴力や家庭のトラブルがあるときの支援
- 大牟田市男女共同参画センター P55

中高年

高齢期

- 高齢期におこる問題に対する支援
- 大牟田市福祉課 P60-62
 - 大牟田市地域包括支援センター P60-62
 - 介護予防・日常生活支援総合事業 P60-61
 (筋力アップ教室、口腔機能向上教室、認知症予防教室等)
 - 高齢者福祉サービス P61
 (緊急通報システム、オムツ支給等)
 - 介護保険(在宅サービス、施設サービス、福祉用具レンタル、住宅改修等) P61-62
- 認知症により金銭管理や契約行為に不安なときの支援 P62

家庭の状況や子どもの状態が変化した場合の支援



1 母子の健康と生活、仕事などを支える制度

◇妊娠・出産をささえるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
妊娠届 (母子健康手帳 交付)	<p>【日時】原則、毎月第1、3金曜日(祝日は除く)受付時間13時~14時まで(完全予約制)</p> <p>【場所】保健センター【持ってくるもの】医療機関交付の「妊娠届出書」、妊婦のマイナンバーと身元が確認できるもの</p> <p>【内容】</p> <p>①母子健康手帳、妊婦健康診査受診券(大牟田市に住民票がある方のみ)の交付</p> <p>②助産師、保健師、看護師、管理栄養士等による個人相談等 (妊娠・出産・育児に関すること、食事の摂り方やアレルギーに関すること等)</p> <p>③妊婦歯科健診(歯科医師による健診、歯科衛生士による歯みがき指導等)</p> <p>※指定日に都合が悪いときや妊婦の代理の方がおいでになるときは事前にご連絡ください。</p>	大牟田市 子ども家庭課 41-2661
妊婦健康診査	<p>大牟田市では、母子健康手帳の交付の際に、14回分の『受診券』をお渡しします。『受診券』を使って妊婦健診を受けると、対象となる検査項目については公費負担となります。(対象外の項目は自己負担となります。)</p> <p>『受診券』は福岡県・熊本県・佐賀県・大分県の医療機関と、福岡県助産師会に入会している助産院(所)で使用できます。上記以外のところで受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を行います。申請には未使用の受診券が必要です。</p>	はぐはぐ おおむた 41-2260
出産応援ギフト	<p>妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行います。妊娠届出時、保健師等が全ての妊婦と面談を行います。面談を受けた妊婦へ一人あたり5万円を支給します。</p>	
産前産後の 国民年金保険 料の免除	<p>産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者の期間を有する方は、国民年金保険料が免除されます。</p> <p>※出産日が平成31年2月1日以降の方が対象</p> <p>免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間。多胎妊娠(双子等)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間です。出産予定日の6か月前から届出ができます。</p>	大牟田市 保険年金課 41-2607 大牟田年金事務 所 52-5294(代表)
出産育児一時金	<p>国民健康保険や社会保険等加入者が出産したとき、出産育児一時金50万円(産科医療補償制度未加入の医療機関等で出産のときは48万8千円)が支給されます。なお、妊娠12週(85日)以上の流産・死産も対象となります。</p> <p><出産育児一時金の直接支払制度></p> <p>国民健康保険または社会保険等から医療機関等へ直接出産育児一時金が支払われるため、医療機関等に支払う出産費用は、出産育児一時金の額を超える分だけになります。出産費用が出産育児一時金より少ない場合は、申請によりその差額が被保険者等(国保の場合は当該世帯主)に支給されます。</p>	国保加入者は 大牟田市保険 年金課 41-2606 社会保険加入 者は勤務先


◇子育てを支えるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先								
子育て応援ギフト	<p>妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行います。</p> <p>出生の届出後に助産師等の訪問を受けた方へ、生まれた子ども一人あたり5万円を支給します。</p>	<p>大牟田市 子ども家庭課 41-2661</p>								
子ども医療費助成	<p>子どもが病院などにかかった場合、自己負担分の一部について助成を行います。入院中の食事代や健康保険対象外の費用は助成の対象になりません。本人負担額は、平成28年10月から以下のとおりです。</p> <p>3歳未満 通院・・・無料 入院・・・無料</p> <p>3歳以上小学校就学前 通院・・・1ヶ月800円まで 入院・・・1日500円 1ヶ月最大3,500円まで(1日500円×7日分)</p> <p>小学1年～中学3年 通院・・・1ヶ月1,200円まで 入院・・・1日500円 1ヶ月最大3,500円まで(1日500円×7日分)</p> <p>※いずれも一つの医療機関ごと、1ヶ月ごとの金額です。</p>									
児童手当	<p>中学校卒業までの児童を養育している父母等に手当を支給します。</p> <p><支給額></p> <table border="1" data-bbox="590 974 1236 1214"> <thead> <tr> <th>児童の年齢</th> <th>児童手当月額(一人当たり月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>一律15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上 小学校修了前</td> <td>10,000円 (第3子以降は15,000円)</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>一律10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 所得が所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の場合は、特例給付として児童一人当たり月額一律5,000円を支給します。</p> <p>※ 所得が所得上限限度額以上の場合は児童手当等の支給はありません。</p> <p>※ 「第3子以降」とは、高校卒業までの養育している児童のうち3番目以降をいいます。</p>		児童の年齢	児童手当月額(一人当たり月額)	3歳未満	一律15,000円	3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)	中学生	一律10,000円
児童の年齢	児童手当月額(一人当たり月額)									
3歳未満	一律15,000円									
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)									
中学生	一律10,000円									
母子生活支援施設	DV被害等を理由として保護を必要とされる母子を入所させ、その後の自立にむけた生活支援を行います。									
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせます。									
養育費の取り決めに関する支援事業	養育費の取り決めに係る公正証書を作成した場合、作成にかかった費用の一部を助成します。また、養育費の受取りについて、養育費の未払いが発生した場合に第三者が立替、督促することを内容とした養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人費用負担の一部を助成します。									
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	<p>母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の生活の安定とその子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行っています。</p> <p>※H26年10月から父子家庭を対象とした福祉資金の貸付制度が開始されています。</p>									

自立支援教育訓練給付金事業	<p>母子家庭の母、または父子家庭の父が就職につながる能力の開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業です。対象講座が決まっていますので、受講前に子ども家庭課に相談してください。</p>	<p>大牟田市 子ども家庭課 41-2661</p>
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	<p>母子家庭の母、または父子家庭の父またはその子が高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし、対策講座を受講する場合、受講費の一部を助成する事業です。対象者、対象講座に条件がありますので、受講前に子ども家庭課に相談してください。</p>	
高等職業訓練促進給付金事業	<p>母子家庭の母、または父子家庭の父の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業です。 <対象資格> ・看護師（准看護師を含む）・介護福祉士・保育士 ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・その他市長が認めるもの</p>	
高等職業訓練促進資金	<p>高等職業訓練給付金（上記）を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母または父に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行います。 養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、福岡県内で5年間従事した場合には返還が免除されます。</p>	<p>福岡県社会福祉協議会 092-584-3377</p>
保育所・認定こども園	<p>保護者の労働等の理由により家庭での保育が難しい児童について、保育所や認定こども園において保育を実施します。</p>	
養護児教育・保育等事業	<p>心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童が、一般の児童とともに身近な地域で教育・保育が受けられる環境をつくるため、私立の保育所・認定こども園・幼稚園及び学童保育所（クラブ）に補助金を交付します。</p>	<p>大牟田市 子ども育成課 41-2248</p>
つどいの広場事業	<p>おおむね3歳以下の子どもとその保護者の交流・集いの場を提供します。子育てに関する相談、情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施しています。</p>	<p>つどいの広場 52-5656</p>
子育て短期支援事業	<p>保護者の病気や仕事等の事由により、一時的に家庭で子どもを養育できない場合、児童福祉施設で短期間子どもを預かります。事前の登録が必要です。</p>	<p>大牟田市</p>
病児・病後児保育事業	<p>子どもが病気等のために保育所等に預けられない場合で、保護者が就労等で家庭での保育が難しいときに、一時的に施設で預かります。事前の登録が必要です。</p>	<p>子ども育成課 41-2248</p>
ファミリー・サポート・センター事業	<p>地域において、育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、子どもの預かりや保育所等への送迎などの相互援助活動を行います。</p> <p>○利用会員 大牟田市在住又は勤務の人で、おおむね生後3か月から小学6年生までの子どもがいる人</p> <p>○協力会員 大牟田市在住で、健康で子育てに意欲があり、自宅等で子どもを預かることができる人</p> <p>○利用料金（利用料は、直接利用会員が協力会員へ支払います。） 月～土曜日（午前7時～午後7時）1時間あたり600円 上記時間外と日曜日、祝日 1時間あたり800円</p>	<p>おおむたファミリー・サポート・センター 55-3660 （えるる内）</p>

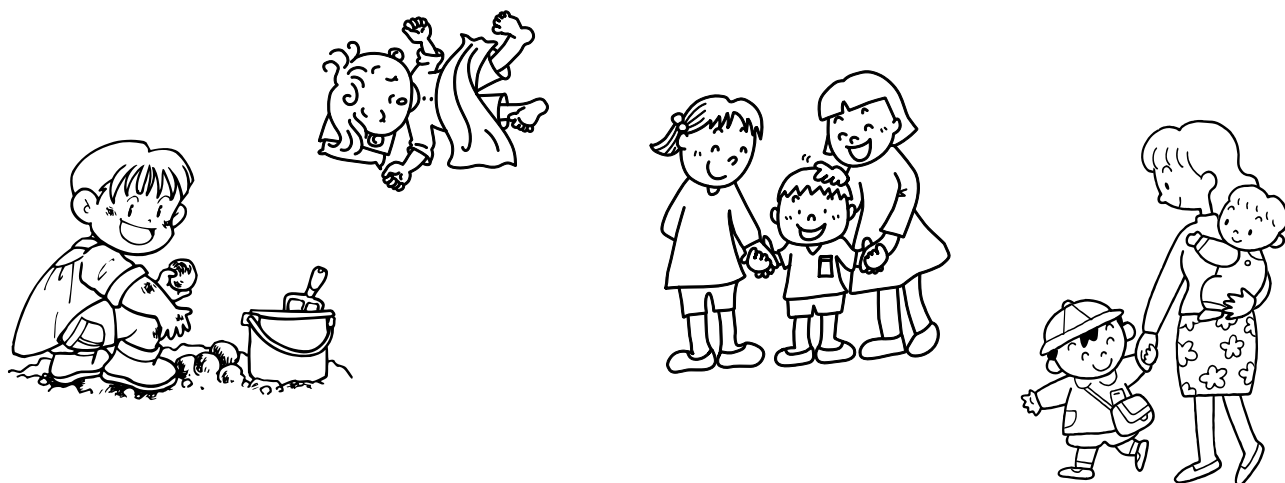
おおむたキャロ ットサービス事 業	<p>地域において、ちょっとした困りごとのお手伝いをお願いしたい人（利用会員）とお手伝いしていただける人（協力会員）が行う相互援助活動を通して、様々な事情により産前産後の支援を受けるのが困難な母親に対し、家事支援等を行う事業です。</p> <p>○利用会員 大牟田市在住の妊娠中から生後4ヶ月までの子どもがいる人 ○協力会員 大牟田市在住で地域福祉活動に理解と熱意を持って活動できる人 ○利用日 月曜日から日曜日 原則として午前9時から午後6時 ○利用料金 月曜日から金曜日（祝日を除く）午前9時から午後6時・・・1時間 600円 土・日・祝日及び上記時間外・・・1時間 800円 (利用料は直接利用会員が協力会員へ支払います) ○活動内容 家事支援、おむつ交換・授乳・沐浴の手伝いなど</p>	<p>大牟田市社会福祉協議会 32-9033</p>
放課後児童健全 育成事業（学童 保育所、学童ク ラブ）	<p>昼間労働のため保護者が家庭にいない児童等に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成及び仕事と家庭の両立支援を行います。</p> <p><対象児童> 小学校1年から6年までの児童</p>	<p>大牟田市 子ども育成課 41-2248 および 各学童保育所 (クラブ)</p>
発達障害児者家 族等支援事業 「りりあん」	<p>発達障害のある子どもとその保護者等が気軽に集い、交流し、お互いの悩みの相談や情報交換を行える集まりです。参加中は、スタッフがお子さんをお預かりしますので、安心してお話ができます。また、子育てに関する相談指導等が出来るスタッフが常駐しますので、ご相談も受け付けます。</p>	<p>ともだちのいえ (相談支援事業者) 32-9728 (FAX:32-9499)</p>

◇子どもに関する相談窓口

子育て世代包括 支援センター	<p>妊娠、出産、子育てに関する相談に応じます。</p> <p>はぐはぐ  oofuta</p>	<p>はぐはぐ おおむた 41-2260</p>
児童家庭相談室	<p>子どもや子育てに関する相談に対応し、その子どもや家庭に関係する機関と連携しながら子育てを応援します。児童虐待に関する市の通告先でもあります。</p>	<p>大牟田市 子ども家庭課 児童家庭相談 室 41-2684</p>
子ども家庭支援 センター	<p>不登校や不登校傾向にある子どもと家庭、性格・行動（発達障害が疑われる）等が気になる子どもや家庭の相談に対応します。</p> <p>学校からの相談にも対応します。相談は無料です。</p>	<p>子ども家庭支 援センター あまぎやま 58-6636</p>
児童相談所	<p>子どもや子育てに関するあらゆる相談に対応します。児童虐待に関する通告先でもあります。</p>	<p>福岡県大牟田 児童相談所 54-2344</p>

◇母子を医療面から支えるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
養育医療	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。満1歳未満の未熟児が対象になります。	大牟田市 子ども家庭課 41-2661
育成医療	手術や治療で障害の治療改善が可能な18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行います。世帯の所得に応じて自己負担があります。	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児に日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。 給付が必要になった場合は、事前にご相談ください。	
不育症検査費・治療費補助事業	不育症に悩む方の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外(全額自己負担)で県が助成の対象としている、不育症の検査費用及び治療費用の一部が助成されます。	福岡県南筑後 保健福祉環境 事務所 (柳川総合庁舎) 72-2111
小児慢性特定疾病医療費助成	子どもの慢性疾患について、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。指定医療機関での治療に限られ、世帯の所得に応じて自己負担があります。 対象者は18歳未満の児童、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象になっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となります。	
福岡県不妊に悩む方への先進医療支援事業	不妊治療における経済的負担を軽減するため、保険適用となった特定不妊治療と併用して全額自己負担で実施される「先進医療」に要した費用の一部が助成されます。 ※申請、相談窓口は、麻生教育サービス(株)先進医療支援係	先進医療支援 専用窓口 092-472-5750



◇母子の健康を支えるために

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
新生児聴覚検査 費助成事業	耳の聞こえにくさを早期に発見することで、早い時期から療育等の適切な支援が受けられ、話す力やコミュニケーション能力が向上します。早期発見のための新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。 実施場所 出産された産科医療機関	
乳幼児健康診査	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、乳幼児健康診査を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。 実施場所 市内の委託医療機関	
歯科健康診査	幼児期からの歯の健康づくりとして、1歳6か月児、3歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図ります。歯科健康相談や歯質の改善のためにフッ化物塗布を実施しています。 実施場所 保健センター	
育児支援事業	<p><パパ・ママ育児専科></p> <p>妊婦とその家族が対象。「妊婦体験用腹部モデル」を使った妊婦体験、赤ちゃんのお世話体験、歯みがきの指導や参加者の交流などを行います。</p> <p><マタニティ&ママのほっとスペース></p> <p>生後5か月未満の乳児と保護者、妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図ります。</p> <p><赤ちゃん広場></p> <p>生後5か月以上1歳未満の児と保護者が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行います。</p> <p>実施場所 保健センター</p>	<p>大牟田市 子ども家庭課 41-2661</p> <p>はぐはぐ おおむた 41-2260</p>
訪問指導	助産師、保健師等が妊娠期から就学前までの育児支援を必要とする家庭を訪問し、その家庭にあった子育て等の支援を行います。	
歯科健康教室	<p><乳幼児の歯育て教室></p> <p>乳幼児と保護者を対象に、むし歯予防の話や歯みがきの指導を行い、家庭での歯の健康づくりを推進しています。</p> <p>実施場所 つどいの広場（「えるる」1階）ほか</p>	
発達支援事業	<p>乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促します。</p> <p><発達クリニック></p> <p>精神運動発達遅滞及び発達障害等の疑いのある乳幼児に対する診察、助言。月1回 予約制</p> <p><ことばとこころの相談></p> <p>言語発達遅滞の疑いや母子の心理的問題に対する心理の専門職による相談等。月6回 予約制</p> <p>実施場所 保健センター</p>	

◇働きながら子どもを育てるために 産休と育児休業制度

子どもを育てながら働き続けたい労働者に対して、育児休業制度など様々な制度があります。

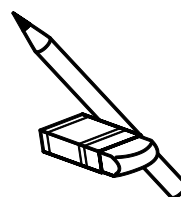
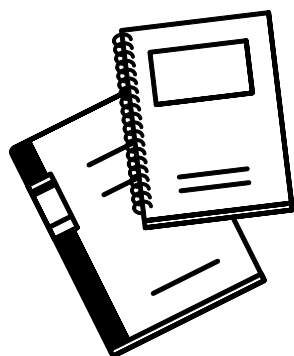
育児休業は男性も取れることを知っていますか？夫婦が力を合わせて育児をすれば、喜びも倍になります。よく相談し計画を立ててください。

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
産前産後の休業 (産休) —出産をする前 と後にしっかり 休養—	<p>対 象 産前産後の女性労働者</p> <p>休業中の賃金（給料） 有給か無給かは事業所ごとに異なりますので、それぞれ確認が必要です。 無給の場合、健康保険から被保険者に出産手当金が支給されます。</p> <p>休業期間 産前 6 週間（双子以上の場合は 14 週間）産後 8 週間。 出産予定日を基準に計算し、出産当日は産前休業期間に含まれます。</p>	大牟田労働基 準監督署 53-3987
育児時間—仕事 をしながらか しこく時間配分—	<p>対 象 1 歳未満の子どもを育てる女性労働者。</p> <p>取得できる時間 1 日 2 回、少なくとも各々 30 分取ることができます。労使協定によ って「育児時間を一括して一度に請求もできる」と定められている場 合は、勤務時間の始めや終わりに、まとめて 1 時間取ることも可能で す。 ※ 1 日の労働時間が 8 時間の場合です。労働時間が 4 時間以内の場 合は、1 日 1 回の育児時間の付与で構わないとされています。</p> <p>育児時間取得中の賃金（給料） 有給か無給かは、事業所ごとに異なりますので、確認が必要です。</p>	大牟田労働基 準監督署 53-3987
育児休業 —仕事を続けなが ら育児に専念する ために（1 歳未満） （パパママ育休プ ラスで 1 歳 2 ヶ月 未満）—	<p>対 象 原則として 1 歳未満の子どもを育てる男女労働者。ただし、日々雇 用される者、労使協定などにより対象から除外される労働者は育児休 業はできません。</p> <p>休業期間 原則として子の 1 歳の誕生日の前日までの間で、本人が申出した期 間。（両親ともに育児休業を取得する場合は、子が 1 歳 2 ヶ月に達する までの間に 1 年間。） なお、子どもが 1 歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合 （保育所に入所を希望しているが入所できない場合等）には、子ども が 1 歳 6 ヶ月に達するまで育児休業を取ることができます。</p> <p>休業中の賃金（給料） 有給か無給かは事業所ごとに異なりますので、確認が必要です。 雇用保険被保険者の場合は、22 ページをご確認ください。</p>	福岡労働局雇 用環境・均等部 (指導課) 092-411-4894 育児休業給付 金については ハローワーク 大牟田 53-1551

<p>勤務時間の短縮 など － 3歳までと小 学校入学まで－</p>	<p>3歳未満の子どもを育てる男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、短時間勤務制度（1日原則6時間）や所定外労働をさせない制度（残業免除）を利用できます。（従業員101名以上の企業は義務、100名以下の企業は平成24年7月1日から義務化）</p> <p>また、小学校入学までの子どもを育てる男女労働者については、事業主が短時間勤務制度、所定外労働をさせない制度、フレックスタイム制度等の措置を講ずるよう努力することとなっています。制度の有無については、事業所ごとに確認が必要です。</p>	<p>福岡労働局雇 用環境・均等部 (指導課) 092-411-4894</p>
<p>時間外労働の 制限</p>	<p>小学校入学までの子どもを養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、1か月につき24時間、1年につき150時間を超える時間外労働が免除されます。</p>	
<p>深夜業の制限</p>	<p>小学校入学までの子どもを養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。</p>	
<p>子の看護休暇 制度</p>	<p>小学校入学までの子どもを養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、子が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、病気・けがをした子の看護、また疾病予防のための予防接種や健康診断のために休暇をとることができます。また、有給か無給かは事業所ごとに異なりますので、それぞれ確認が必要です。</p>	
<p>出産手当金</p>	<p>対 象 出産のために会社を休み、賃金を受けられない健康保険の被保険者。</p> <p>支給額 休業1日につき、標準報酬日額（※）の3分の2に相当する額。 ただし、会社から賃金が支払われた場合、手当金は調整されます。 ※ 標準報酬日額…健康保険では、保険料や保険給付費の計算をするための基礎として算出されたもの。</p> <p>支給期間 産休（※）期間内で、会社を休んだ日数分支給されます。 ※ 産休・・・出産日（出産予定日より遅れた場合は予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から、出産日の翌日以降56日までの産前産後の休業期間。</p>	<p>健康保険被保 険者証の発行 元（全国健康保 険協会、健康保 険組合など）</p>

○ 雇用保険の被保険者の場合

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
休業した場合 【育児休業給付金】	<p>対 象 復職を前提とした育児休業を取った雇用保険の被保険者。 但し、育児休業開始日等を起点として前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が、12か月以上あることが必要。</p> <p>支 給 額 休業開始時賃金月額額の67%（181日目からは50%）が支給されます。ただし、支給単位期間中に賃金が支払われた場合、その支払われた賃金と基本給付金の合計が休業開始時賃金月額額の80%を超えて支給されることはありません。</p> <p>支給期間 育児休業開始日から1歳の誕生日の前々日まで。 但し、保育が実施されないなど一定の要件を満たす場合は、1歳6ヵ月に到達する日の前々日（又は2歳の誕生日の前々日）まで延長される場合もあります。詳細はハローワークにお問い合わせください。</p>	ハローワーク 大牟田 53-1551
失業した場合 【求職者給付】	<p>対 象 一般被保険者が離職し失業したとき、原則として離職の日以前2年間に12ヶ月以上（特定受給資格者等の場合は1年間に6ヶ月以上）被保険者期間がある場合に求職者給付が支給されます。</p> <p>支給額 基本手当の日額は、在職中の賃金1日分の45～80%相当額（上限、下限あり）となります。</p> <p>給付日数 求職者給付の基本手当の所定給付日数は90日から360日。これは、離職時の年齢、被保険者であった期間、離職理由などで異なります。 受給期間は、原則として離職日の翌日から1年間です。 妊娠・出産・育児・疾病・負傷等で30日以上働けない期間がある場合は、最大3年まで延長することができますので、その際はハローワークにお申し出ください。</p>	ハローワーク 大牟田 53-1551




○ 社会保険の被保険者の場合

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
社会保険（健康保険・厚生年金保険）の保険料を免除	<p>対 象 育児休業法に従った育児休業等期間中の社会保険の被保険者。</p> <p>免除期間 育児休業等開始日の属する月から、取得した育児休業等の終了する日の翌日の属する月の前月まで免除されます。</p> <p>免除期間中の保険 育児休業等期間中も被保険者として取り扱われます。病気治療などの時には健康保険の給付を受けられます。</p> <p>資格 また、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。</p> <p>※令和4年10月から免除要件が改正されました。</p>	大牟田年金事務所 52-5294(代表)
育児休業等終了後の社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の特例	<p>対 象 育児休業等の終了した日に3歳を満たない子を養育している社会保険の被保険者。</p> <p>育児休業等終了後、育児等を理由に報酬が低下した場合に、育児休業等終了日の翌日が含まれる月以後3ヶ月間に受けた報酬（支払基礎日数が17日未満の月は除く。ただし、短時間就労者及び短時間労働者については別途規定あり。）の平均額により標準報酬月額を決定し、その翌月から改定されます。</p> <p>これにより、実際の報酬に応じた保険料負担となります。</p>	大牟田年金事務所 52-5294(代表)
3歳未満の子を養育する期間の年金額計算の特例（厚生年金保険）	<p>対 象 3歳未満の子を養育する厚生年金保険の被保険者。</p> <p>対象期間 3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、養育を始めた月の前月を比べて低下した期間については、将来受け取る年金額は、子の養育を始めた月の前月の標準報酬月額（低下する前）により計算されます。</p>	大牟田年金事務所 52-5294(代表)
すくすくローン（出産・育児支援資金融資制度）	<p>対 象 次の条件にすべて該当する人。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福岡県内に事業所のある中小企業（常用従業員300人以下）に1年以上勤務している人。ただし、出向や転籍など自己都合によらない転職の場合は、1年未満でも対象となります。 2. 福岡県内の同一住所に1年以上居住している人。ただし、結婚、転勤、住宅購入などのやむを得ない理由の場合は、1年未満でも対象となります。 3. 保証機関の保証が得られる人。 <p>※金利のこと等詳細については、下記の問い合わせ先にお尋ねください。</p> <p>融資金額 100万円以内 取扱金融機関 九州労働金庫</p>	<p>県庁の労働政策課 092-643-3587</p> <p>九州労働金庫本店営業部 092-714-7031</p> <p>大牟田支店 53-4414</p>

◇働きたい人の就業準備&仕事探しを応援する機関等

もうそろそろ働きたいと考えていても、しばらく仕事から離れていると、次の就職が心配。そんな不安をお持ちの方も、まずハローワークに相談してみましよう。きっと、あなたの希望に合った仕事探しの心強い味方になってくれます。

※ ハローワークは国の機関です。職業相談・紹介のサービスや求人情報の提供、及び講座、セミナーなどは無料で利用できます。

名称	おおまかな内容	問い合わせ先
<p>ハローワーク (公共職業安定所)</p>	<p>ハローワークでは就職までのステップに合わせて各種支援策を用意しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己分析・労働市場分析 <ul style="list-style-type: none"> ↓ ・ジョブカードの作成案内 ↓ ・労働市場情報の提供 ○条件決定 <ul style="list-style-type: none"> ↓ ・窓口における職業相談（オンラインによる相談も行っています。） ↓ ・職業訓練に関する相談 ○求人を探す <ul style="list-style-type: none"> ↓ ・窓口や求人情報検索パソコン（使い方は簡単です。）による求人検索（求人の内容や応募条件等、希望する上で不明な点がある場合などには、窓口職員が求人事業所に確認します。） ○応募準備 <ul style="list-style-type: none"> ↓ ・履歴書・職務経歴書の書き方、面接の受け方などのセミナーを開催 ↓ ・窓口での相談の中で採用担当者の目線に立ったアドバイスを実施 ○応募 <ul style="list-style-type: none"> ↓ ・求人の応募状況を確認 ↓ ・企業への面接日程調整を行った上での紹介状の発行 ↓ ・実際に提出する履歴書・職務経歴書に対するアドバイス ↓ ・面接対策に関する事前のアドバイス ○採用決定 	<p>ハローワーク 大牟田 53-1551 詳しくはHPも ご覧ください。</p> 
<p>マザーズ コーナー</p>	<p>子育てをしながら就職を希望している方に対して総合的かつ一貫した就職支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専用求人情報検索装置・キッズコーナーを設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備しています。 ○ 担当者制による職業相談を実施します。（オンラインによる相談も行っています） ○ 地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供を行っています。 ○ 託児サービス（原則木曜日、予約制）があり、安心して職業相談ができます。 	<p>ハローワーク 大牟田 マザーズ コーナー 69-0013</p>

<p>子育て女性就職支援センター</p>	<p>子育て中の女性などに対し、就業と育児に関する総合的な支援を実施します。※事前に予約が必要です。</p> <p>(予約は、大牟田市福祉課(障害福祉担当)(41-2663))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業につながる情報の提供と個別就業相談 ・就職に向けたセミナーの実施 ・子育て中の女性が就労可能な条件の企業を開拓し、求職者に対する個別の就職斡旋 <p>(民間の職業紹介事業者に委託)</p> <p>出張相談 大牟田市労働福祉会館(第2木曜日 13:30~15:30)</p>	<p>筑後労働者支援事務所内 久留米市合川町 1642-1 0942-38-7579 平日 8:30-17:15</p>
<p>ひとり親サポートセンター (ひとり親家庭等就業・自立支援センター)</p>	<p>母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、就業相談から技術習得のための講習会、求人情報提供などの一貫した就業サービスと養育費相談等の生活支援サービスを提供し、母子家庭等の自立を総合的に支援します。</p>	
	<p>【久留米センター】</p> <p>業務内容 就業相談, 就業支援講習会, 求人情報提供, 養育費相談等 利用時間 月～金曜 9時～17時 土曜(9時～17時)は、電話相談対応を受けます。 (ただし、祝日、年末年始を除く)</p> <p>※就業支援講習会の内容や日程は、大牟田市子ども家庭課(Tel41-2661)にお尋ねください。「広報おおむた」でもお知らせします。</p>	<p>久留米市城南町 15-3 久留米市役所 2F 久留米市ジョブプラザ内 0942-32-1140</p>
	<p>【春日センター】</p> <p><養育費電話相談> 専門相談員が養育費に関する質問にお答えします。 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父、離婚協議中の方 利用時間 月～金曜 9時～17時(ただし、祝日年末年始を除く) 土曜 9時～16時 第1,3日曜日 9時～16時</p> <p><弁護士による無料法律相談> 養育費の取り決めや履行確保等についての法律相談ができます。 開催日は、大牟田市子ども家庭課(Tel41-2661)にお尋ねください。 「広報おおむた」でもお知らせします。 相談希望者は、相談日の前日までに予約が必要です。1人あたりの相談時間は約30分です。</p> <p><養育費・ひとり親110番> 弁護士による集中電話相談を月に1回開催しています。相談日や電話番号等についての詳細は「広報おおむた」にてお知らせします。 ※就業支援講習会の内容や日程は、大牟田市子ども家庭課(Tel41-2661)にお尋ねください。「広報おおむた」でもお知らせします。</p>	<p>春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 6階 092-584-3931</p>

◇子育ておよびひとり親家庭支援制度

名称		児童手当	児童扶養手当
申請窓口		大牟田市子ども家庭課(41-2661)	大牟田市子ども家庭課(41-2661)
対象		中学校卒業までの児童を養育している父母等。	母(父)子家庭の母(父)、父(母)が法令に定める程度の障がいの状態(年金の障がい等級1級程度)にある家庭の母(父)、母又は父に代わって児童を養育している人
申請基準	収入基準	所得制限、所得上限あり	所得制限あり
	その他	所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の場合は、特例給付を支給 所得上限限度額以上の場合は、児童手当等の支給はない。	(本人)192万円(扶養義務者)236万円を基準に扶養親族1人につき38万円加算した所得額未満
申請方式		随時	随時
援助期間		中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	18歳に達する日以後の最初の3/31まで(障害者は20歳未満)
援助項目 ※金額は上限	児童の年齢	児童手当の額 (1人あたりの月額)	手当月額 (R4/4月～)
	3歳未満	一律15,000円	児童1人 10,410円～44,140円
	3歳以上	10,000円	児童2人 15,620円～54,560円
	小学校修了前	(第3子以降は15,000円)	児童3人 18,750円～60,810円
	中学生	一律10,000円	4人以上は、1人3,130～6,250円加算
※金額は上限		※ 特例給付は、児童1人あたり月額一律5,000円を支給。 ※ 「第3子以降」とは、高校卒業までの養育している児童のうち3番目以降をいいます。	手当月額は、所得額に応じて決まります。 ※関連して JR通勤定期を購入する場合 3割の割引
振込		6月、10月、2月(各月の9日付で振込)	5月、7月、9月、11月、1月、3月 (各月の11日)
備考			※2008(H20)年4月から、手当を受けてから5年以上を経過したものについては、半額に減額する場合もある。(但し、所定の手続きで、継続可)

名称		ひとり親家庭等医療費支給制度	県営住宅の優遇措置	市営住宅の優遇措置
申請窓口		大牟田市子ども家庭課(41-2661)	福岡県住宅供給公社	大牟田市営住宅管理センター (41-0123)
対 象		母子家庭の母及びその子、父子家庭の父及びその子、父母のいない子等が病院にかかったときの医療費の一部を助成	ひとり親世帯等の人を対象とした抽選倍率の優遇	6回以上落選した世帯やひとり親世帯の人を対象とした抽選倍率の優遇
申請基準	収入基準	所得制限あり	所得制限あり	所得制限あり
	その他	(本人)192万円(扶養義務者)236万円を基準に扶養親族1人につき38万円加算した所得額未満	資格要件あり	資格要件あり
申請方式		随時	定期募集 年3回 ポイント方式 年2回	年3回
援助期間		18歳に達する日以後の最初の3/31まで		
援助項目 ※金額は上限		定額の自己負担分を差し引いた額を助成 外来 1医療機関あたり 月800円 入院 1医療機関あたり 1ヶ月最大3,500円まで(1日500円×7日分) ※県内受診の場合、「健康保険証」と「医療証」を医療機関窓口に表示し、ひとり親家庭等医療の自己負担を支払う。 ※県外受診の場合、「健康保険証」を医療機関窓口に表示し、保険診療分の自己負担額(通常3割)を支払い、後日子ども家庭課に払い戻し申請を行う。	収入が著しく低額になったとき等、一定の期間家賃を減額する制度あり	家賃の減額免除制度あり ※詳細は大牟田市営住宅管理センターへ
備考			問い合わせ先 福岡県住宅供給公社 大牟田出張所 0944-51-3500	営業時間 8:30~17:30 日、祝日及び年末年始は除く

名称		子ども医療費支給制度	健康診査等諸制度		
申請窓口		大牟田市子ども家庭課(41-2661)	大牟田市子ども家庭課(41-2661) はぐはぐおおむた(41-2260)		
対 象		中学校3年生までの児童	<妊娠時> ・母子健康手帳交付 ・妊娠健康診査受診券交付(14回分) ・妊婦歯科健診・妊婦訪問 ・パパ・ママ育児専科		
申請基準	収入基準	※ 大牟田市はH28年10月から所得制度を超過した人にも助成します。(※1を参照)			
	その他				
申請方式		随時			
援助期間		中学校3年生までの児童	・先天性代謝異常等検査		
援助項目 ※金額は上限		定額の自己負担分を差し引いた額を助成 いずれも1医療機関ごとの負担		・新生児聴覚検査	
		対象	本人負担額	医療証の交付	・4か月,10か月児健康診査
		0歳～3歳の 誕生日まで	入院・通院・・・無料	有り	・1歳6か月児健康診査、歯科健康診査 ・3歳児健康診査、歯科健康診査
		3歳～小学校 就学前まで	入院 500円/日 月7日間を上限 通院 800円/月	有り	・乳幼児精密健康診査
		小学1年～ 中学3年	入院 500円/日 月7日間を上限 通院 1,200円/月	有り	○育児支援事業 ・育児相談(面接、電話、家庭訪問)
		※ 県内受診の場合、「健康保険証」と「医療証」を医療機関窓口に提示し、子ども医療の自己負担を支払う。 ※ 県外受診の場合は、「健康保険証」を医療機関窓口 に提示し、保険診療分の自己負担額(通常3割、小学就学 前の児童は2割)を支払い、後日子ども家庭課に払い戻し 申請を行う。		・マタニティ&ママのほっとスペース ・乳幼児の歯育て教室 ・赤ちゃん広場 ・発達クリニック ・ことばとこころの相談 ・こどもアレルギー教室 ・離乳食教室 ・1歳6か月児栄養相談・指導 ・3歳児育児栄養相談・指導	
備考		本人負担額は、平成28年10月以降の金額 ※1 子ども医療費は福岡県と大牟田市共同で助成して おり、県の助成対象かを判断するため手続きの際に 地方税関係情報に関する同意書への記入をお願いす る場合があります。	離乳食教室については、健康づくり 課41-2668へお問い合わせくださ い。		

2 小、中、高校の就学や修学を支える制度

(1) 小、中学校期にかかわって

子どもたちの進学にかかわっては、さまざまな費用がかかります。計画的に子どもたちの進学費用を各家庭で準備することも、子どもの進路を保障していくために大切なことです。ここでは、小学校や中学校でかかる進学費用を紹介しています。あくまでも目安ですので、学校によって増減があることをご理解の上、ご活用下さい。



◇小学校

(1) 入学時・・・約 60,000 円（入学式洋服・その他の学用品は除く。）

※金額は、標準的なサイズものを参考にしています。詳細は、ご確認ください。

項目	金額	詳細
入学用品代	7,000～9,000 円	算数セット／机の引き出し／粘土版・粘土 ・粘土ケース／学習ノート（国・算・自由帳） ／連絡帳／連絡袋／クーピー／名前札／名前のゴム印／生活科バッグ／名前ペン・書き方ペン／クレパス／はさみ／入学式記念写真等
ランドセル	30,000 円～	
体操服、赤白ぼうし	約 5,700 円	例 体操服（上下）5,000 円 赤白ぼうし 700 円
上ぐつ	約 700 円	
絵の具セット	3,000～4,500 円	
鍵盤ハーモニカ	約 6,000 円	
水着・水泳帽（6月頃）	男子 約 3,200 円 女子 約 3,700 円～	男子スパッツ型 3,000 円 パンツ型 2,500 円 女子セパレート型 6,000 円ワンピース型 3,000 円 水泳帽 700 円
エプロン（白衣、ぼうし、マスク）、入れ袋	約 3,850 円	白衣 2,400 円 帽子 700 円 マスク 150 円 袋 600 円

(2) 6年生までに購入するもの

項目	金額	詳細
習字道具（3年生）	約 4,300 円	※希望購入。兄弟分でも可
リコーダー（3年生）	約 1,500 円	※希望購入。兄弟分でも可
家庭科（裁縫）道具（5年生）	約 3,000～4,500 円	※希望購入。兄弟分でも可
彫刻刀 5 本セット（4年生）	約 1,200 円～2,500 円	※希望購入。兄弟分でも可
国語辞典、漢字辞典 （3年生）（4年生）	例) 国語辞典 2,400 円 漢字辞典 2,400 円	※希望購入。兄弟分でも可

※ 制服のある学校は、制服代が、かかります。

※ 月々の費用・・・6,000 円（教材費・PTA会費・給食費など）月によって多少の増減があります。

※ 高学年では、野外活動（5年生：毎月 3,000 円）や、修学旅行アルバム代積み立て（6年生：毎月 3,000 円）などが加わります。

◇中学校

(1) 入学時・・・約 60,000 円 (公立中学の場合。個人の学用品代は除く)

※金額は、標準的なサイズのもの参考をしています。詳細は、ご確認ください。

※制服については、2024R6 年度から市内統一の新標準服を導入予定です。

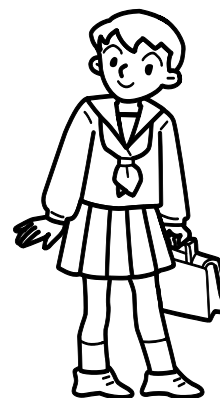
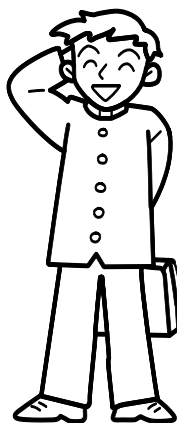
項 目	金 額	詳 細
制 服	約 32,000 円～	女子制服 (上下) 35,000 円～ 長袖ブラウス 2,500 円～3,200 円 男子制服 (上下) 30,000 円～ 長袖カッターシャツ 2,500 円
通学用シューズ	3,000～6,000 円	
上履き用スリッパ	約 1,500 円	
体操服・ジャージ	約 14,000 円 1 セット	長袖ジャージ (上下) 約 8,600 円 半袖シャツ短パン 約 4,800 円
セカンドバッグ(通学バッグ)	約 6,500 円	
体育館シューズ	約 3,000 円	
水 着	約 3,000 円	女子 3,500 円 男子 2,500 円

夏 服 (4 月末頃注文)	約 9,000～11,000 円	男子ズボン約 6,000 円～半袖カッターシャツ 2,800 円～ 女子 半袖ブラウス 2,500 円～ スカート 約 9,000 円
---------------	------------------	---

※ 月々の費用・・・教材費・生徒会費・PTA 会費など 3,000 円～5,000 円

給食費は 4,700 円

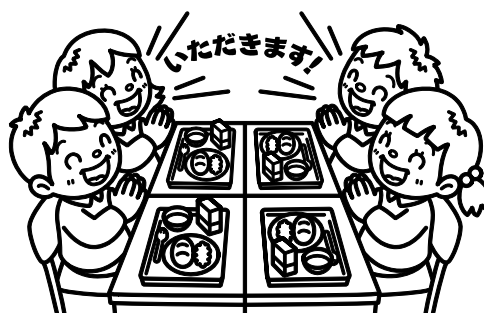
その他、修学旅行代 (55,000 円) などの費用が必要です。



就学援助					
就学援助は、経済的な理由で公立小・中学校の教育費を負担することが困難な家庭の児童生徒の保護者に対して、教育費の一部を援助する制度です。					
事業主体	大牟田市教育委員会				
申請窓口	大牟田市教育委員会学務課（４１－２８６６）				
対 象	大牟田市内に住所を有し公立小・中学校、中等教育学校(前期課程)に在学している児童生徒の保護者。区域外就学により大牟田市立の小・中学校に在学している児童生徒の保護者				
認定基準	収入基準	生活保護基準の1.3倍以下			
	学力基準	なし			
	その他	生活保護を受けていないこと			
申請方法と援助費の開始月	随時受付 教育委員会又は学校で申請書類を受けとり、保護者が教育委員会へ申請一斉受付期間（2月）から4月末までに申請した場合・・・4月分から支給 5月以降に申請した場合・・・申請した月から支給				
援助期間	小・中学校の在学期間（毎年度に申請手続きが必要です。）				
費目及び限度額	費 目		小学校	中学校	備考
	学用品費等	学用品費	11,630円	22,730円	
		通学用品費	2,270円	2,270円	
		校外活動費 (宿泊なし)	1,600円	2,310円	
	給食費		実 費	実 費	
	新入学学用品費		54,060円	60,000円	小1、中1のみ (4月分支給開始の者のみ) ※入学前支給あり
	校外活動費(宿泊有り)		3,690円	6,210円	交通費・見学料の実費のみ
	修学旅行費(金額は参考)		実 費 (26,000円)	実 費 (55,000円)	自由行動、班別行動の経費は対象外
	通学費(小学校 片道4km 中学校 片道6km以上)		40,020円	80,880円	
	医療費		眼科：1. トラコーマ 2. 結膜炎(アレルギー性結膜炎は除く H30/4月～) 皮膚科：3. はくせん(たむし、しらくも、水虫) 4. 膿痂疹(とびひ) 5. かいせん(伝染性の皮膚疾患) 耳鼻科：6. 中耳炎 7. 慢性副鼻腔炎 8. アデノイド(鼻炎、アレルギー性鼻炎は除く) 小児科・内科：9. 寄生虫病(虫卵保有を含む) 歯科：10. う歯(むし歯)		
オンライン学習通信費		1世帯あたり14,000円			

	費 目	対 象	振込予定月（内訳）	振込方法
内 容	学用品費等	全学年	7月（4月～8月分） 9月（9月～12月分） 1月（1月～3月分） ※随時申請等の場合は 変更あり	学校口座のみ
	給食費			
	校外活動費 （宿泊有り）	小・中学校の該当学年のみ 行事实施月に認定されている児童 生徒のうち行事に参加した者	行事实施後原則3か月 以内	学校口座もしくは 個人口座
	修学旅行費	小学校6年生、中学校2年生 行事实施月に認定されている児童 生徒のうち行事に参加した者	行事实施後原則3か月 以内	学校口座もしくは 個人口座
	新入学学用品費 ※入学前受給者 除く	小・中学校の1年生で4月から支 給開始の者のみ	7月	学校口座もしくは 個人口座
	新入学学用品費 ※入学前支給	小・中学校の新1年生 該当する児童の保護者に書類を配 布する。	2月	個人口座のみ
	オンライン学習 通信費	オンライン学習を受ける環境の整 った世帯の長子	9月、12月、3月	個人口座のみ

※ 就学援助は、毎年度申請が必要となります。



生活保護 相談・申請窓口 大牟田市保護課 (41-2667)

生活保護は、憲法（第 25 条）に基づいて、病気や働けないなどの事情で、生活に困っている人たちに対して、国が最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分の力で生活していけるように、手助けする制度です。保護の種類として、生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭の各扶助があります。

教育扶助は、小、中学生のいる世帯に対し支給されます。詳しくは担当のケースワーカーへお尋ねください。

区 分	主な内容	要保護(生活保護の教育扶助)
基準額	学用品その他すべての児童生徒に必要な費用	小学校 月額 2,600 円 中学校 月額 5,100 円
教材代	正規の教材として、学校長または教育委員会の指定するもの(副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び楽器購入費)で、全児童・生徒が必ず購入するもの オンライン学習等に関わる費用	実 費
学習支援費	クラブ活動に要する費用	小学校年額 16,000 円以内 中学校年額 59,800 円以内
学級費	学級費、児童会又は生徒会費及び P T A 会費等	小学校 月額 1,080 円以内 中学校 月額 1,000 円以内
給食費	小、中学校とも 8 月の給食費はなし。 新小学 1 年生の 4 月給食費は、3,250 円。 ※R5 年 9 月から R6 年 3 月までは、市から一部支援があり、すべて 1,000 円減額になります。	小学校 月額 3,900 円 中学校 月額 4,700 円 ※3 月は中学校のみ 中 1 4,700 円 中 2 3,600 円 中 3 2,500 円
校外活動費(宿泊)	学校行事として行われた宿泊を伴う校外活動行事、野外活動、ふれあい学級等	実 費
入学準備金	小学校または中学校に入学するための準備費用	新小学 1 年 64,300 円以内 新中学 1 年 81,000 円以内
通学のための交通費 (※)	自転車通学が認められている場合の自転車保険代	実費(保険加入申込書の写し、領収書)

※ 福岡県では 2020 (R2) 年 10 月 1 日から自転車保険への加入が義務化されました。学校より自転車通学が認められている場合、保険代を交通費として支給します。

生活保護の教育扶助に係る学校長口座への振り込みの実施について

被保護者(生活保護受給者)の教育扶助について、保護者の了解が得られた場合は、学校長口座への振り込みを実施しています。※大牟田市福祉事務所管内(大牟田市)では平成 20 年 6 月から実施

- ・ 対象は、市内小中学校に通学する被保護児童又は被保護生徒です。
- ・ 生活保護法における教育扶助の範囲内で実施します。
- ・ 学校における校納費の額と教育扶助の差額(過不足)については学校と被保護者間で協議します。
- ・ 期間は、6 月から翌年 3 月までとなります。

(2) 教育相談関係

☆教育相談室

対 象	<p>対 象： 幼児から高校生までと、その保護者及び先生など</p> <p>相談内容：「教育相談室」では、学校や家庭でのいろいろな悩みについての相談を受け付けています。どんな小さな悩みでも結構です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育に関すること（不登校、いじめ、学習、進路関係 などの悩み） ・家庭教育に関すること（子育て、しつけ、親子関係 などの悩み） ・その他（就園・就学、諸障害 などの悩み） <p>相談方法： 電話による相談や面談による相談をおこないます。また、必要に応じて心理検査等をおこないます。相談費用は無料です。</p> <p>相談日： 月曜日から金曜日まで 午前9時～午後4時30分 （注）ただし、祝日及び年末年始の休日は除きます。</p>
所在地	〒836-0872 福岡県大牟田市黄金町1丁目34番地 <Tel 52-4113> （大牟田南高校跡の生涯学習支援センター2Fに設置）

◇軽度発達障害の児童生徒を対象にした通級指導教室

☆ことばの教室（大牟田市立駿馬小学校はやめ分教室）

対 象	<p>小学生</p> <p>発音や聞こえの問題など、ことばに課題があるために、本来の能力を伸ばしきれない子どもに対して、学校生活などへの適応力を高め、より豊かな人間性の成長や発達を図るための教室です。</p> <p>普段は、自分の学校に通い、週1回程度社会性を身につける訓練や個別の学習支援を受けます。1回の指導時間は、保護者への話も含めて90分程度です。</p>
所在地	〒836-0872 福岡県大牟田市黄金町1丁目34番地 <Tel 55-8901> （大牟田南高校跡の生涯学習支援センター2Fに設置）

☆あじさい教室（大牟田市立駿馬小学校はやめ分教室）

対 象	<p>小学生</p> <p>注意欠陥多動性障害（ADHD）や学習障害（LD）、また情緒障害などの軽度発達障害のある小学生を対象に、生き生きとした学校生活を送るための支援を行う通級指導教室です。</p> <p>普段は自分の学校に通い、週1回程度社会性を身につける訓練や個別の学習支援を受けます。</p>
所在地	〒836-0872 福岡県大牟田市黄金町1丁目34番地 <Tel 55-8901> （大牟田南高校跡の生涯学習支援センター2Fに設置）

☆こすもす教室（大牟田市立宅峰中学校たくほう分教室）

対 象	<p>中学生</p> <p>注意欠陥多動性障害（ADHD）や学習障害（LD）などの軽度発達障害のある中学生を対象に生き生きとした学校生活を送るための支援を行う通級指導教室です。</p> <p>普段は、自分の学校に通い、週1回程度社会性を身につける訓練や個別の学習支援を受けます。</p>
所在地	〒836-0872 福岡県大牟田市黄金町1丁目34番地 <Tel 55-8901> （大牟田南高校跡の生涯学習支援センター2Fに設置）

◇不登校の児童生徒を対象にした適応指導教室

☆昭和教室（教育支援センター）

対 象	<p>小学生、中学生</p> <p>不登校児童生徒のうち、大牟田市教育委員会において、適応指導教室における指導及び援助が効果的と判断され、かつ通級が可能な児童生徒。学校復帰のための指導及び援助を行う教室です。</p> <p>開室日時 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで 指導時間 月曜日から金曜日 午前9時30分から午後3時まで ※通級した日は、指導要録上、在籍校に出席したものとみなします。</p>
所在地	〒836-0872 福岡県大牟田市黄金町1丁目34番地 <Tel 55-3040> （大牟田南高校跡の生涯学習支援センター2Fに設置）

(3) 高等学校の授業料にかかわる制度及び就学支援諸制度（県、民間、金融機関など）

※2020(R2)年4月から高等学校等就学支援金制度が改定され、私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額の引上げなど制度改正が行われました。詳しくは各高校へお問合せください。

1 就学支援金制度について

① 対象 高校等(高専、高等専修学校等を含む)に在学する、日本国内に住所を有する方

※対象とならない場合

- ・ 下記の所得要件を超える方
- ・ 高校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は終了した方
- ・ 高校等に在学した期間が通算して36ヶ月(定時制・通信制等の場合は別途算定)を超えた方

② 内容

◇ 所得要件 <原則、親権者(両親がいる場合は2名)の合計額>

所得判定の計算式・・・保護者等の課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除額で計算される算定基準額が304,200円未満(※誕生日が1/2～4/1までの早生まれは控除があります)

◇ 上記の計算式により計算した保護者等(親権者)の所得判定額が304,200円以上の世帯は、国公立を問わず授業料を支払わなければなりません。

また私立の場合は、304,200円未満の場合でも授業料の一部の納入が必要になることがあります。

◇ 上記の所得要件に該当する世帯には、**就学支援金が国から学校に支払われます。**

- 公立高校の場合は、**授業料相当額(全日制は月額9,900円)**が学校に支給されます。
定時制は月額2,700円、通信制は月額520円、※単位制は1単位あたりの月額になります。
- 私立高校等の場合は、**所得に応じた加算**があります。
 - ・ 上記の所得要件による算出額が154,500円以上304,200円未満の場合は通常の支給基準額(9,900円/月)
 - ・ 上記の所得要件による算出額が154,500円未満の場合は、私立高校授業料の実質無償化に対応した支給額(33,000円/月)

◇ **家計急変支援制度** ※2023(R5)年4月以降に高等学校等に在学している生徒等が対象となります。

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に対し、収入の変動が就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同等の支援を行う制度です。

③ 手続き

入学時の4月に学校等に以下の必要な書類を提出していただく必要があります。

- ・ 受給資格認定申請書(学校を通じて配布されます。)
- ・ マイナンバーカードの写し等(マイナンバーカードの写し又はマイナンバーが記載された住民票の写し等)

※毎年6月に再度申請が必要です。

2 高校生等へのその他の修学支援策

① 学び直しへの支援 ※2014(H26)年4月以降の入学者が対象となります。

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月(定時制・通信制は48月)を経過した後も、卒業までの間(最長2年)、継続して就学支援金相当額を支給する制度です。

② 高等学校等の専攻科の生徒への支援

高等学校等の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、授業料及び授業料以外の教育費(※)に係る支援を行う制度です。

※授業料以外の教育費については、高校生等奨学給付金により支援を行っています。

大牟田地区公立、私立高等学校、高専で就学支援金支給対象の場合毎月の校納金は次のようになります。

ありあけ新世高等学校 全日制 (59-9688) 定時制 (R5年度末閉課程)	毎月校納金	備 考	
	4,200円	令和5年度	
大牟田北高等学校(定時制) (58-0011)	毎月校納金	備 考	
	新入生年次Ⅰ、Ⅱ部生4,000円 Ⅲ部生9,000円(給食費を含む)	令和5年度	
三池高等学校 (53-2172)	毎月校納金	備 考	
	7,700円	令和5年度	
三池工業高等学校 全日制 (53-3036) 定時制 (同上)	毎月校納金	備 考	
	4,500円(9月まで) 4,000円(10月以降) 8,500円(給食費、修学旅行費を含む)	令和5年度	
有明工業高等専門学校 (53-8611)	毎月校納金	備 考	授業料は半年ごとに一括して払う。 約12万円
	年額234,600円 (前期、後期で分割)	令和4年度	
明光学園 (58-0907)	差し引き納入月額	納入金月額	備 考
	加算なしの場合	38,900円	令和5年度
	加算ありの場合		
誠修高等学校 (55-2344)	差し引き納入月額	納入金月額	備 考
	加算なしの場合	40,100円	令和5年度
	加算ありの場合		
大牟田高等学校 (53-5011)	差し引き納入月額	納入金月額	備 考
	加算なしの場合	39,850円	令和6年度
	加算ありの場合		

※加算金の詳細については、各高等学校事務室にお尋ねください。

3 「高校生等奨学給付金制度」について

平成26年度から開始された制度です。毎年7月1日現在で高校生がいる世帯で、生活保護の生業扶助を受けている世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯が対象になります。奨学給付金は、県から保護者に直接給付されます。(就学支援金は国から学校に支払われます。)

授業料以外に教育に必要な経費(修学旅行費、教科書費、教材費、PTA会費、入学学用品費等)への支援で、1人の高校生等に年1回、通算3回(定時、通信制等の場合は4回)の上限が基本です。入学後、各学校での手続きが必要です。申請書のほか、生活保護受給証明書や保護者等(親権者)の所得課税証明書等が必要です。公立高校の場合、就学支援金の申請手続きの際マイナンバーを提出された方は、その書類提出が省略できる場合があります。私立高校の場合は、所得課税証明等(写しも可)が必要です。給付される金額は、およそ以下の通りです。

対 象	国公立の高校等	私立の高校等
生活保護を受けている世帯 ※全日制、定時制が対象	年 32,300円	年 52,600円
道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が非課税の世帯 通信制、専攻科の場合	年 50,500円	年 52,100円
非課税世帯：第1子の場合	年 117,100円	年 137,600円
非課税世帯：第2子以降で15歳以上(中学生は除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合	年 143,700円	年 152,000円

詳しくは、高校等の事務室へお尋ねください。

名称		福岡県教育文化奨学財団奨学金		定時制通信制修学奨励金	母子父子寡婦福祉資金	
事業主体		(公財)福岡県教育文化奨学財団		福岡県教委高校教育課	福岡県福祉労働部子ども未来課	
申請窓口		中学校を通して申し込み		入学後、高校に申込み	大牟田市子ども家庭課(41-2661)	
対 象		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が福岡県内に生活の拠点を有していること。本人が他県の学校に進学在学でも可 ・令和6年4月に高等学校等へ進学を希望していること(4月の入学者に限る) ・経済的理由により修学が困難であること 		定時制または通信制高校に在学し、経済的な理由により著しく就学が困難な生徒で、経常的収入を得る職業に就いている人。	母子家庭の母及び寡婦及び父子家庭の父が扶養している児童生徒(20歳未満)	
貸与基準	収入基準	奨生保1.5倍以下、支生保1.0倍以下		生保 1.5倍	児童扶養手当支給世帯	
	学力基準	なし		なし	なし	
	その他	他の奨学金等と併用はできるが併用して利用することはできない。※		同等の奨学金は併用不可	同等の奨学金は、併用不可	
申請方式		予約募集 在学募集 緊急募集		在学募集	予約募集、在学募集	
貸与利息		無利子		無利子	無利子	
貸与期間		標準修業期間		標準修業年限(4年以内)	標準修業年限	
貸与単価	区分	公立		14,000円/月	公立	私立
		自宅	10,000円		10,000円	27,000円
	15,000円		15,000円			
	18,000円		25,000円			
	自宅外	15,000円	15,000円		34,500円	52,500円
		20,000円	20,000円			
		23,000円	30,000円			
	入学支度金	50,000円	100,000円		自宅 15万円	41万円
			自宅外16万円	42万円		
保証人		1人(保護者可)		1人(保護者可)	1名(保護者)※	
返還免除	死亡	全額・一部		全部・一部	全額・一部	
	障がい	なし		なし	なし	
	所在不明	なし		なし	なし	
	経済的困窮	なし		なし	なし	
返還猶予	上級学校等への進学や傷病等により返還が困難となった場合		上級学校等への進学や災害傷病等により返還が困難となった場合	上級学校等への進学や傷病等により返還が困難となった場合等		
返還期間(以内)	(支度金) 公立:9年、私立:12年 (奨学金) 公立:奨学金を借りた期間の3倍 私立: 々 4倍		貸与を受けた月数を通算した期間内	措置期間経過後20年以内		
割賦方法	半年賦、月賦			年賦、半年賦、月賦		
備考	※詳しくは「奨学金案内(予約募集)」のP10を参照ください。 ※予約募集校内締切 7月上旬~各学校が定める期日(令和5年度分) 第1次選考11月下旬頃 第2次選考1月中旬頃 ※入学支度金の募集は予約募集のみ		※卒業した場合返還が免除されます。 生徒の就労日数80日以上及び収入年額50万円以上264万円以下	※貸付が親の場合は子が連帯債務者になり、連帯保証人は不要厚労省『ひとり親家庭支援の手引き』より(H28年発行) <大学> ○修学資金 公立 私立 自宅 月71,000円 月108,500円 自宅外 月108,500円 月146,000円 ○入学支度金 公立 私立 自宅 41万円 58万円 自宅外 42万円 59万円		

名称		生活福祉資金		交通遺児育英会奨学金		あしなが育英会奨学金		若年者専修学校等技能習得資金			
事業主体		福岡県社会福祉協議会		(公財)交通遺児育英会		(一財)あしなが育英会		県福祉労働部			
申請窓口		社会福祉協議会生活支援相談室		中学校を通して申し込み		中学校を通して申し込み		大牟田市福祉課 (障害福祉担当) (41-2663)			
対 象		学校教育法に規定する高等学校等に修学する者の属する低所得者世帯		保護者が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含む。		保護者が病氣、災害(道路上の交通事故を除く)、自死などで死亡、または保護者が1~5級の障害認定を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども		中学および高校卒業または中退後、経済的な理由で専修学校等に進学が困難な人。卒業・修了後、職業人として安定した生活を築く上で欠かせない職業技能の習得を目的としている。			
貸与基準	収入基準	低所得世帯(概ね市民税非課税程度)		あり		あり		世帯収入合計が生保1.5倍以下			
	学力基準	なし		なし		なし		なし			
	その他	併用不可(他法他施策優先)		併用可		併用可		併用不可			
申請方式		在学募集(支度金は4月末まで)		予約募集・在学募集		予約募集・在学募集		在学募集・現年中退			
貸与利息		無利子		無利子		無利子		無利子			
貸与期間		標準修業年限		最短修業期間		最短修業期間		標準修業年限			
貸与単価	区分	公立		私立		国公立		私立		専門課程	その他の課程
		高校	月額	35,000円以内		2万、3万、4万から選択(うち1万円は給付)		3万円 2023年より給付		53,000円	30,000円
	入学支度金		500,000円以内		20万、40万、60万から選択		なし	30万円	100,000円		
	大学	月額	高専・短大月60,000円以内 大学 月65,000円以内		4万、5万、6万から選択(うち2万円は給付)		4万円 貸与	5万円 貸与	なし		
		入学支度金	500,000円以内		40万、60万、80万から選択		なし	40万円			
	大学院	月額	なし		5万、8万、10万から選択(うち2万円は給付)		8万円貸与		なし		
入学支度金		なし		なし		なし					
保証人		不要 但し世帯内に連帯借受人が必要		1人(保護者可)		1人(保護者可)		1人(保護者可)			
返還免除	死亡	全額		全額・一部		全額・一部		全額			
	障がい	全額・一部		全額・一部		全額・一部		全額・一部			
	所在不明	なし		なし		なし		なし			
	経済的困窮	なし		全額・一部		なし		なし			
返還猶予		上級学校等へ進学や災害等により返還が困難になった場合		上級学校等への進学や傷病等により返還が困難となった場合		上級学校への進学や経済的な事情等により返還が困難となった場合		上級学校等への進学や傷病等により返還が困難となった場合			
返還期間(以内)		据置期間経過後20年以内		20年以内		20年以内		標準修業年限の3倍以内			
割賦方法		月賦		年賦、半年賦、月賦		年賦、半年賦、月賦		年賦、半年賦、月賦			
備考		※<教育支援資金貸付> 授業料等滞納により卒業できないおそれのある高校生などを対象に、高校授業料等を遡及して借りることができます。 (平成25年2/27~) ※民生委員の意見書を必要とします		<願書受付期間> 最終は1月末 [高等学校、高等専門学校1・2・3年生、専修高等課程] 4月~1月まで毎月審査 [専修学校専門課程、大学・短期大学、高等専門学校4・5年生、大学院] 4月~1月まで3月に1回審査 ※令和5年4月から審査間隔の変更(増加)		<申請期限> [中学3年] (予約募集・申請書は例年9月1日に掲示) 予約募集12月15日まで [高校・高専・大学・大学院・専修・各種学校の在学学生] 予約募集 5月20日まで [高校3年生(大学・短大・専門・各種学校へ進学希望予定者)] 予約募集 6月20日まで ※令和5年4月から募集期間を変更		※対象は専修学校専門課程(修業年限1年以上2年未満)、高等課程(修業年限1年以上)※2年以上は技能重視学課のみ、一般課程(修業年限1年以上)各種学校(修業年限1年以上) ※申込み~4月中旬			

○生活保護家庭の高等学校等就学費について <問い合わせ：大牟田市保護課 41-2667>

区 分	主な内容	支給額	申請について
公立高校受験料 私立高校受験料	入学考査料	複数回受験した場合 原則として2校目ま での支給を認める	受検(験)票のコピーでも可
高校入学準備費 用	学生服, カバン, 靴等 ※入学時に用意する必 要があり、基本的に卒業 時まで買い換えが不要 となるもの	87,900 円以内	<p>体操服や教材費等の価格がわかる高校 側の資料と合格通知書(専願の場合は、 内定通知書)があれば、入学説明会前 でも申請可能。申請後、ほぼ一週間以 内に支給できる。購入後、領収書等で 確認。</p> <p>※ 新入生については、入学説明会資 料及び印鑑を速やかに持参して申 請すれば7~10 日後に、また3/20 頃までに申請すれば4/2 に支給さ れる。</p> <p>(注1)年1回の申請で1年間有効 毎月2日に、生活扶助等に合わせて 世帯主へ支給される。</p>
基本額(注1)	学用品費、通学用品費等	月額5,300 円	
学級費(注1)	学級費、生徒会費	月額2,330 円以内	
入学料	入学金として	公立高校入学料の額	
教材代	正規の授業で使用する 教科書、副読本的図書、 ワークブック及び和洋 辞典等で、必須のもの	実費支給	
学習支援費	クラブ活動に要する費 用	年額84,600 円 以内	
交 通 費	公共交 通 機関の通 学定期券	最も経済的な経路及び 方法により購入した必 要最小限度の実費	実費支給
	自 転 車 保 険 代	学校より自転車通学が 認められている場合	保険代の実費
進学準備給付金	大学、専修学校等へ進 学した際に新生活の費 用としての一時金	自宅通学10万円 自宅外通学30万円	入学金領収書 進学に伴い転居する場合は賃貸契約書 の写し

※ 入学金・授業料等の減免制度がある高校へは、該当世帯からの申請により保護証明を保護課が発行
します。

誠修高校・・・「特別優遇制度」：生活保護世帯の子女に対して、振興費の半額(65,000 円)を免除

※ 私立高校の入学金等の費用は、高等学校等就学費では賄えません。保護課からは、親族からの援助、
就学資金の貸付け制度及び奨学金制度の利用などを助言しています。

(この場合の援助や奨学金等は、収入認定されません。)

<参考資料>厚生労働省令和2年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修《国研修》家計相談支援
事業従事者養成研修講義(1) 講義資料1「生活保護制度について」P22-23

※ 詳しくは担当のケースワーカーへお尋ねください。

名称	生保家庭の高等学校等就学費用の給付	公立高校授業料減免、私立高等学校納付金軽減	勤労者学生控除
事業主体		福岡県教育委員会・私学振興課	
申請窓口	保護課(41-2667)	各高等学校事務室	在学する学校
対象	生活保護受給世帯	経済的理由から学費負担が困難な生徒	専修学校の在学学生
申請基準	生活保護を受けている世帯	生活保護、就学援助、児童扶養手当受給、 所得税、市町村民税、国民年金保険料免除 天災その他不慮の事故の災害、その他の場合	一定の基準を満たした専修学校に在学していて、給与所得など勤労による所得があり、合計所得金額が65万円以下等の条件に当てはまる方
申請方式	随時市保護課に申請	随時、各高等学校事務室へ申請	
援助期間	原則として正規の修業年限に限る	1年ごとに申請	
援助項目 ※金額は上限	費目	基準額	<p>所得税 27万円</p> <p>個人住民税 26万円</p>
	基本額	月額 5,300円	
	学級費	月額2,330円以内	
	交通費	実費	
	学習支援費	年額 84,600円以内	
	入学料	公立高校額	
	入学準備費用	87,900円以内	
	受検料	2校目まで	
	教材代	実費	
	※修学旅行積立金は、対象外		<p><公立高校の場合> 授業料(9,900円)を差し引いた分を校納金として納める。</p> <p><私立高校の場合> 就学支援金を差し引いた金額から、9,900円を上限として差し引いた分を校納金として納入する。</p>
振り込み	年1回の申請で1年間有効 毎月2日に、生活扶助等の中に 込みで世帯主に支給される。		
備考		※留年などで、授業料無償や就学支援金の対象から外れた場合に適応されます。	

公立授業料減免、私立高校学校納付金軽減手続きに必要な書類（大牟田市在住の場合）

減免の対象になる理由	申請の際必要な書類	注意
1 生活保護を受給している	大牟田市役所保護課に行き、保護証明をもらい、提出する。	保護証明は、無料
2 児童福祉施設に入所している	甘木山学園長が発行する在園証明書を提出する。	
3 小・中学生の弟・妹について、大牟田市から就学援助を受けている	大牟田市教育委員会学務課に行き、就学援助受給証明をもらい、提出する。（4月から小・中学生がいないときは、他の要件で申請してください。）	受給証明は、無料 印鑑持参
4 児童扶養手当の支給を受けている	手当支給の際、発行されている児童扶養手当証書（保護者が保管）の原本を提出する。（高校でコピーします）＜証書紛失の場合は、大牟田市役所子ども家庭課へ問い合わせください。＞	一部支給停止者は支給金額により減免できない場合があります。
5 所得税の納付を免除されている	給与所得者は、源泉徴収票のコピーを提出する。 確定申告をしている場合は、大牟田税務署に行き、本人の納税証明その1をもらい、提出する。 ＜大牟田税務署：Tel 52-3245＞	最新の収入を対象にします。6月末までは前々年度分。7月以降は、前年度分のもので。納税証明をもらうときは、身分証明できるものと400円が必要。
6 住民税の納付を免除されている 又は均等割りのみを納付している	免除の際に発行されている通知書、均等割のみの場合は、徴収税額通知書のコピーを提出する。 不明の場合は、大牟田市役所税務課に行き、非課税証明書または、所得課税証明書を提出する。	非課税証明書または、所得課税証明書は、300円が必要。証明書申請の際は、身分証明が必要。
7 国民年金の保険料の納付を免除されている	納付免除の際に発行されている決定通知書のコピーを提出する。 ＜大牟田年金事務所：Tel 52-5294＞	全額であること。半額免除の場合は、下記10で申請すること。
8 天災その他の災害を受けた	天災その他の不慮の災害の罹災年月日、罹災程度について市長の証明書及び収入の状況がわかる証明書（詳しくは、高校事務室にご相談ください）	
9 外国の高等学校に留学	免除申請書のみを提出してください。	
10 その他	上記の理由に該当しないが、経済的にきびしい場合は、高校事務室にご相談ください。	



金融機関等の就学支援制度

名称		日本政策金融公庫の教育ローン（平成20年9月までは、国民金融公庫）		福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金																			
		保証基金																					
事業主体		日本政策金融公庫		福岡県																			
申請窓口		支店（久留米市）または、各金融機関担当窓口		県医療指導課看護指導係																			
対象		融資対象の学校に入学・在学する者の保護者（本人または他の親族でも利用できる場合あり）	国の教育ローンの融資を受けた者で保証人を立てることが難しい方	県内の保健師、助産師、看護師、准看護師養成所に在学するもの																			
貸与基準	収入基準	融資対象の学校に入学・在学する者の保護者で、世帯の年間収入が790万円（事業所得者は590万円）以内のもの。子どもの人数1人あたり100万円ずつ加算		養成所を卒業後、特定施設において看護職員として従事することが確実であると認められるもの。																			
	学力基準	なし																					
	その他																						
申請方式		随時 ※入学費用については、入学月の翌月末までの取り扱い	国の教育ローンの申し込み時に保証依頼書を提出	随時																			
貸与利息		固定金利年1.8% R4/5/2現在																					
貸与期間																							
貸与単価	区分		「国の教育ローン」借入限度額 生徒1人あたり350万円	保健師、助産師、看護師の場合 民間立 月額36,000円 自治体立 月額32,000円 准看護師の場合 民間立 月額21,000円																			
	高校	月額 自宅外 入学支度金			学生・生徒1人につき、350万円を上限とし、該年度分を融資する。 (1年生に限らず2・3年生でも可)																		
大学	月額 自宅外 入学支度金																						
保証人		保証料または、連帯保証人（生計別）1名	国民生活金融公庫の「国の教育ローン」の融資を受ける際、連帯保証人を立てることがむずかしい場合、保証基金への保証料支払うことで融資を受けることができる。その保証料相当額を補助する制度	2人（保護者ともう一人） （県内在住、別生計）																			
返還免除	死亡	なし	〇教育資金融資保証基金 連帯保証人の代わりに保証料を支払うやり方 保証料の目安（融資額100万円当たり）	卒業後1年以内に免許取得し、直ちに特定施設に5年間従事したときは返還免除になります。																			
	障害																						
所在不明																							
経済的困窮																							
返還猶予		なし																					
返還期間（以内）		融資から15年以内		返還免除要件を満たさない場合、事由によっては猶予される場合があります。																			
割賦方法		原則として、毎月元利均等返済 ただし、在学期間内は、元金返済を据え置き、利子のみ返済とすることができる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">返済期間</th> <th colspan="3">利息のみ返済(元金据置)期間</th> </tr> <tr> <th>なし</th> <th>2年</th> <th>4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年</td> <td>15,572円</td> <td>18,686円</td> <td>21,800円</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>30,795円</td> <td>36,954円</td> <td>43,113円</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>55,463円</td> <td>66,555円</td> <td>77,648円</td> </tr> </tbody> </table>	返済期間	利息のみ返済(元金据置)期間			なし	2年	4年	5年	15,572円	18,686円	21,800円	10年	30,795円	36,954円	43,113円	15年	55,463円	66,555円	77,648円	
返済期間	利息のみ返済(元金据置)期間																						
	なし	2年	4年																				
5年	15,572円	18,686円	21,800円																				
10年	30,795円	36,954円	43,113円																				
15年	55,463円	66,555円	77,648円																				
備考		契約社員・派遣社員でも申込可。 ※これまでより年間収入の上限を引き下げ、縮小される。	※保証料は、融資金から差し引く。 交通遺児、母子、父子家庭等は保証料が1/2になります。																				

※私学教育振興会による日本政策金融公庫の教育ローン保証料補助制度は、2010(H22)年度から廃止されました。



○肢体不自由児高等学校奨学生〈給付〉

- 1 対 象 県内に在住する肢体不自由児、身障手帳5級以上
- 2 金 額 年額 35,000円
- 3 申請時期 毎年11月10日～12月10日

問い合わせ先 福岡県肢体不自由児協会 092-584-5723、または福岡県庁障害者福祉課 092-643-3264

○ 日本学生支援機構奨学金 ※県奨学金と併用不可

〈対象：大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生・生徒〉

この奨学金は「貸与制」で、利息の付かない第一種奨学金と利息の付く第二種奨学金があります。第一種は、高校1年次から申込時までの成績が平均3.5以上（※注1）と保護者の家計基準があり、貸与額は学校の種類や通学形態などによって異なります。また第二種は利息が付く分、緩やかな基準となっています。申込みは進学した学校を通して行い、募集は原則春に行われます。

また、平成29年度進学者より給付型奨学金制度が創設されました。住民税（所得割）が非課税である世帯（生活保護世帯、児童養護施設等に入所している人も対象）で、高等学校等からの推薦を受けて申し込みます。

※注1 平成29年度進学者より低所得世帯の生徒を対象に成績基準（3.5以上）が緩和されました。

補足：平成17年度以降の入学者に対する高校・専修学校（高等課程）の奨学金事業（旧日本育英会奨学金）は、各都道府県に業務が移管されました。

取扱機関	形態	利息	月 額	資格要件	
日本学生 支援機構	給付型	給付	9,800～75,800円※1	住民税非課税世帯等	
	第一種	貸与	無利息	学力基準、家計基準	
	第二種	貸与	年3%を上限とする なお、在学中は無利息	大学、短期大学 20,000～120,000円 ※3	学力基準、家計基準
	入学時特別 増額貸与	貸与	同上	100,000～500,000円 単位制利用不可 奨学金と合わせて貸与	

※1 給付月額、進学先の学校の設置者（国立、公立、私立）及び通学形態（自宅、自宅外）により異なります。

※2 貸与月額は、進学先の学校及び通学形態によって異なり、それぞれの状況に応じ必要な金額を借りられるよう、選択できる種類があります（平成30年度進学者より）。

また、卒業後の返還についても、所得が低い時期でも無理なく返還できるよう、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還方式」を選択できる工夫がなされています。（第1種奨学金のみ）

※3 10,000円刻み

（私立大学医・歯学部課程は12万円を選択した場合に限り、4万円の増額可）

（私立大学薬・獣医学部課程は12万円を選択した場合に限り、2万円の増額可）

大学院は、5万～15万円、（法科大学院の場合は、増額が可能）

〈日本学生支援機構〉

◇高等専門学校奨学金（予約募集・在学採用・緊急採用・応急採用）について

第一種奨学金 申込資格：全学年 **第二種奨学金** 申込資格：4・5年生に在学している人。

※第一種奨学金と第二種奨学金の併用

第一種奨学金と第二種奨学金の貸与を併せて受けることができます。

※緊急採用・応急採用

家計支持者の失職、破産、事故、病気、死亡等若しくは火災、風水害等の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより、家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、随時申込みを受け付けています。

貸与月額について

平成 30 年度以降 入学者の貸与月額

		国・公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金	1～3 年生の間	21,000 円	22,500 円	32,000 円	35,000 円
		10,000 円			
	4・5 年生の間	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円
		2 万,3 万円	2 万,3 万,4 万円	2 万,3 万,4 万円	2 万,3 万,4 万,5 万円
第二種奨学金<<4・5 年生対象>>		10,000 円刻みで選択できる			

複数の金額が設定されている場合は、いずれかを選択できます。

第二種奨学金では、国公立・私立、自宅・自宅外にかかわらず 10,000 円刻みで選択でき、希望により、採用された年度の 4 月に遡って借りることができます。貸与期間中に必要に応じて、貸与月額を変更することもできます。

※入学時特別増額貸与奨学金について

4・5 年生に編入学し、編入学月を始期として奨学金の貸与を受ける者は、希望により、編入学月の基本月額に以下の金額を増額して貸与を受けることができます。

貸与金額：10 万円・20 万円・30 万円・40 万円・50 万円

- ・入学時特別増額貸与奨学金だけの貸与はできません。
- ・人的保証と機関保証制度

奨学金の貸与に当たっては、連帯保証人や保証人を選任する人的保証制度と、一定の保証料を支払うことにより、奨学金の貸与を受けることができる機関保証制度があります。申込時に人的保証又は機関保証制度、どちらかを選択することになります。

○新聞奨学金

新聞販売所で働くことで、貸与された金額を返済していきます。学費の貸与に加え、給与も支給され、部屋も無料提供されますが、仕事と学業の両立を必要とするため、相当の覚悟が必要です。ただし、新聞奨学生は社会的にも優れた人物として評価が高いため、就職に関しては引っ張りだこです。

取扱機関	支給形態	利息	1～4 年間の総額	主な資格要件
新聞奨学金	給付・貸与	無利息	¥1,000,000～¥4,500,000※1	基本的になし

※1 新聞奨学金制度は 1～4 年間での総額（日経育英奨学金の場合）

（私立大学薬・獣医学部課程は 12 万円を選択した場合に限り、2 万円の増額可）

※1 日経育英奨学金の場合

<問い合わせ先> 朝日奨学会、毎日奨学会、読売奨学会、日経奨学会など、詳しくは各奨学会 HP をご覧ください。

民間団体の奨学金制度一覧

民間団体の奨学金制度一覧

	事業名	対象校種	種別	給貸月額	予約	入学支度金	申請時期	備考	連絡先
1	出光文化福祉財団交通遺児助成金	小、中	給付	小、中学生とも年額20万円	×	×	6-9月	交通事故により生計を支える一家の支え柱を失われた方が対象	03-5428-6203
2	加藤山崎奨学金	小、中、高	給付	小学5年2万円、中学2年 3万円、高校2年5万円	×	×	5-6月	学業もしくは文化、科学分野で優秀な成績の者	03-3417-2231
3	加藤山崎修学支援金	小、中、高	給付	小学4,5,6年生(5万円)中学生(5-7万円)高校生(5-10万円)	×	×	5-6月	学修に意欲的または成績優秀な者	03-3417-2231
4	肢体不自由高校奨学生	中3,高校	給付	年額35,000円	○	×	毎年11/10~12/10	1学年に対して1回の支給	092-584-5723
5	アブラックがん遺児奨学金	高校	給付	月額20,000円	×	×	11~2月	がんにより生計維持者を失った遺児	03-5825-6311
6	吉本章治奨学会	高校、短大、大学、大学院	給付	年額180,000円(高校)	×	×	3月下-4月上		092-282-3751
7	金澤記念育英財団奨学金	高校、大学、大学院	給付	高校生 20,000円 大学学部生 30,000円 大学院生 50,000円	×	×	4月		092-611-9454
8	福岡奨学会	高校、大学	給付	30,000円	×	×	4月	採用 若干名	092-781-4611
9	三池中学・高校同窓会奨学会	高校	給付	月額10,000円	×	×	毎年5月末まで	各学年若干名	53-2172
10	明光学園奨学生	中学	給付	9,000円	×	×	入学試験出願時に申請	1学年4名以内。専願であり、経済的援助を必要とし、学業、人物ともによれていること。	58-0907
11	マダレナ・カノッサ賞	中学、高校	給付	授業料相当額 (22,000円：高校生は就学支援金受給額を除いた額)	×	×	4月に指定	明光学園中・高各2,3年生。学力優秀と認められたものに1年間支給	58-0907
12	ありあけ新世高等学校同窓会奨学金	高校	給付	年額60,000円	×	×	4月	各年度最大5名	59-9688
13	大牟田学園奨学生	高校	給付	月額 入学時振興費 A 33,800円 130,000円 B 16,900円 65,000円 C 5,000円 65,000円	×	×	入学願書出願時に申請	人物に優れ、入学後に学園生活の指導的存在となりうる者	53-5011
14	朝鮮奨学会	高校	給付	10,000円	×	×	4-5月	韓国籍、朝鮮籍を有するもの	03-3343-5757
15	石澤奨学会	高校定時制	給付	20,000円	×	×	4~5月	条件として、所得制限、成績優秀、1校1名	03-3572-5730
16	藍教育振興会	高校、大学、高専	給付	20,000円(高校、高専) 30,000円(大学)	×	×	4月	各校1名推薦	0942-32-6331
17	福岡育英奨学生	高校	給付	年額100,000円	×	×	5月中旬		092-771-8621
18	公文公記念奨学金	中学、高校	給付	保護者宅から通学500,000円(年額) 学費等により700,000円(年額) 留学の外国人、留学中の日本人1,000,000円(年額)	×	×	9-10月	採用数国内中高生30名 他は若干名	03-5778-9537
19	福岡県教育公務員弘済会給付奨学金	高校、大学	給付	年額50,000円(高校) 4年間 1,440,000円(大学)	×	×	高8月-9月 大学 6月	福岡県下高校 317名 大学 7名	092-751-0895

	事業名	対象校種	種別	給貸月額	予約	入学支度金	申請時期	備考	連絡先
20	犯罪被害救援基金奨学金	高校、大学	給付	公立:高校17,000円 大学30,000円 私立:高校25,000円 大学35,000円	×	高校5万円 大学20万円	随時	生計維持者が犯罪被害を受けた場合、幼稚園小中学生から給付あり	03-5226-1020 または 03-5226-1021
21	コカ・コーラ教育・環境財団奨学生	大学、大学院	給付	月額20,000円(大学) 月額40,000円(大学院)	○	×	9/1-10/20		03-5410-4994
22	安川電機育英奨学金	大学	給付	月額50,000円	×	×	前年10月末まで		093-645-8802
23	公益財団法人 石橋奨学会	大学	給付	月額80,000円	○	×	2月下旬	採用人数10名程度	03-6412-7620
24	親仁会奨学金貸与制度 (看護、コメディカル、介護)	大学 各養成機関	貸与	看護、保健師:月額50,000円 介護福祉士:月額40,000円	○	○	随時	各学年10名 親仁会で貸与期間業務に就いた場合、返済免除	53-2711
25	ニビキ育英会	高校、高専 大学	給付	高校、高専 月額 30,000円 大学 月額 40,000円	×	×	6月	母子家庭	093-661-3790
26	坂田育英会奨学生	大学	給付	30,000円	×	×	3~4月	筑豊地区出身の大学、大学院生5名程度	0947-44-2000
27	緒方記念科学振興財団奨学金	高校、大学	給付	10,000円(高校、高専1-3年) 20,000円(大学、高専4-5年)	×	×	4月中旬	採用人数20名程度	0944-73-9339
28	中山報恩会一般奨学生	大学、大学院	貸与	42,000円(給付30,000円) 50,000円(給付35,000円)	×	×	4月	指定大学あり	06-6243-5577
29	日本通運育英会	大学	給付	30,000円(大学)	×	×	4月	20名	03-6251-1482
30	在日本朝鮮人教育会	短大、大学	給付	年額160,000円(1年目) 年額200,000円(2年目以降)	×	×	4~5月	在日朝鮮人生徒(国籍不問)	03-6272-6607
31	吉田学術教育振興会奨学金	高校、高専1-3年	給付	月額15,000円	×	30万円	4-5月	成績要件あり	0942-22-1111
		大学、高専4-5年	給付	月額30,000円	×	×			
32	韓国教育財団奨学金	高校、大学、 大学院	給付	年額 120,000円(高校) 年額 500,000円(大学) 年額1000,000円(大学院)	×	×	5-6月		03-5419-9171
33	余慶会	大学	給付	年額900,000円	○	×	12月中旬	(条件)ひとり親家庭 学校長推薦書 作文等審査あり40名程度	092-517-5668
34	教育支援グローバル基金	大学、短大 専修学校	給付	年額500,000円	○	×	11月	(条件)ひとり親家庭等 その他要件あり	03-5453-8030
35	夢を応援基金ひとり親家庭支援奨学金制度	中学3年生 高校、高専	給付	月額30,000円	○	×	4月	問合せ先:福岡県母子寡婦福祉団体協議会 全国400名 ローソンがサポート	092-584-3922
36	公益財団法人キーエンス財団奨学金制度	大学	給付	月額10万円	○	×	2月~4月上旬	大学新1年生 約600名 2,3,4年生の奨学金もあり	同財団HP 06-6379-1005
37	公益財団法人あすのば入学・新生活応援給付金	小、中、高、 大学	給付	年額 30,000円(小,中入学) 40,000円(中卒業) 50,000円(高卒業)	×	×	11月~12月中旬	成績不問・返済不要 (選考あり) 詳細は同財団HPを確認	03-6277-8199

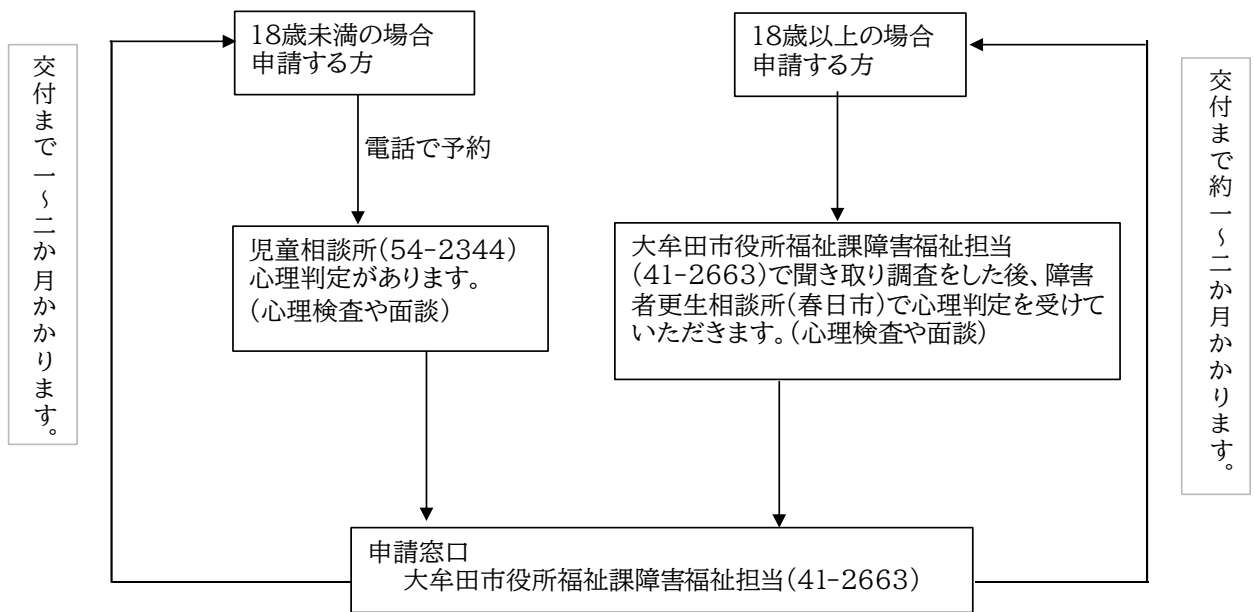
(4) 障害児関係の支援制度

①療育手帳と福祉制度 ※上の階層は下の階層の福祉制度の内容も満たします。

A 1 最重度	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当1級 ・有料道路通行料金割引 ・重度障害者医療費支給制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車禁止除外指定車適用 ・まごころ駐車場の利用 ・JR、西鉄運賃割引(介護者も) 	
A 2 重度			
A 3 (B1+身障1~3級)			
B 1 中度	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当2級診査対象 ・心身障害者扶養共済制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税控除 ・職場適応訓練 ・JR、西鉄運賃割引(本人のみ) 	自動車税等の減免
B 2 軽度			
手続き先	<ul style="list-style-type: none"> ・市福祉事務所 <福祉課(障害福祉担当)> 	<ul style="list-style-type: none"> 県税事務所、会社・税務署等 ハローワーク 警察署交通課 	

※障害の程度によって受けられる支援は異なる場合があります。詳しくは窓口にお尋ねください。

②療育手帳の申請のしかた



療育手帳の更新方法

「療育手帳」には、「再判定」があります。発行時に更新年月について記載されます。

再判定のお知らせはありませんので、時期が来ましたら、大牟田児童相談所、または市役所福祉課(障害福祉担当)までご連絡ください。

※ 申請に必要なもの

- ・子どもさんの写真(3×4cm縦長)
- ・判定書(→心理判定を受けた所で発行します。)
- ・申請書(→市窓口に置いてあります)
- ・マイナンバーカード(通知カード)
- ・顔写真付きの身元確認書類

③ 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳

身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、各種の福祉制度を利用するために必要なものです。

身体障害者手帳は、視覚、聴覚、平衡感覚、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓・免疫機能に障害のある方に交付されます。手帳の等級は、障害の程度により1級から6級までの区分があります。詳しくは、身体障害者程度等級表を参照してください。

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患（知的障害を除く）のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制限（障害）のある方に交付されます。手帳の等級は、障害の程度により1級から3級までの区分があります。申請は、初診から6か月以上たった日からできます。

これらの手帳は、障害の程度変更等、再交付の申請がいつでも行えます。

障害の種類、程度などにより、手当などさまざまな制度、事業があります。『障害者福祉のしおり』（毎年度発行 市役所でもらえます）をよく読み、必要に応じて申請の手続きをとりましょう。

※ 年金や手当などの申請には、おのおの所定の医師診断書、所得証明等が必要な場合があります。事前にそれぞれの窓口へ問い合わせてください。年金、手当などは手続きを行わなければ、支給されません。

④ 諸支援制度

名称	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	自立支援医療（精神通院）制度
事業主体	市	県	県
申請窓口	大牟田市福祉課(障害福祉担当) (TEL41-2663 FAX41-2664)	大牟田市福祉課(障害福祉担当) (TEL41-2663 FAX41-2664)	大牟田市福祉課(障害福祉担当) (TEL41-2663 FAX41-2664) ※病院が手続代行する場合あり
対象	20歳未満で心身に重度の障害があり、常時の介護の必要がある在宅の方	心身に障害がある20歳未満の子どもを養育している家庭	対象となるかどうかは通院の機関にお尋ねください。
認定基準 収入基準	所得制限あり	所得制限あり	
援助期間	20歳に到達する月まで	20歳に到達する月まで	
援助項目 ※金額は上限	月額 15,220円 2・5・8・11月支給	月額・1級：53,700円 2級：35,760円 4・8・11月に支給	
費用負担			原則1割負担 所得により月額上限あり
申請書類	(1)申請書 (2)本人の預金通帳 (3)手帳及び診断書(用紙は窓口にて) (4)収入のわかるもの (5)マイナンバーカード(通知カード) (6)顔写真付き身元確認書類 ※場合によっては、省略できる書類がありますので、事前にお問合わせください。	(1)養育者と子どもの戸籍謄本 (2)所得証明(県外からの転入の場合) (3)手帳及び診断書(用紙は窓口にて) (4)養育者の預金通帳 (5)マイナンバーカード(通知カード) (6)顔写真付き身元確認書類 ※場合によっては省略できる書類がありますので、事前にお問合わせください。	(1)印鑑(2)申請書(3)診断書 (4)保険証(5)所得証明(6)受給者証 (7)マイナンバーカード(通知カード) ※非課税世帯の場合、本人の収入がわかる書類 ※場合によっては省略できる書類がありますので事前にお問合わせください。

名称	特別支援教育就学奨励費					
申請窓口	大牟田市教育委員会学務課（41-2866）、各学校					
対象	特別支援学校又は特別支援学級に就学している児童生徒の保護者 又は、障害はあるが通常学級に通学している児童生徒の保護者					
認定基準	家族構成や所得に基づき、支弁区分を算定し決定します					
申請方式	通学する学校を通じて申請					
援助期間	特別支援学校、又は小・中学校に就学している期間 (毎年度申請手続きが必要です。)					
援助項目 ※金額は上限	区分	特別支援学校			特別支援学級	
		小学部	中学部	高等部	小学校	中学校
	1 教科用図書購入費	無償	無償	実費	無償	無償
	2 学校給食費（通学生）	実費	実費	実費	実費の1/2	実費の1/2
	3 通学費	実費	実費	実費	実費	実費
	4 職場実習費（交通費）	-	実費	実費	-	実費
	5 交流学习費	実費	実費	実費	実費	実費
	6 修学旅行費	(I)実費 上限21,580円 (II)実費の1/2	(I)実費 上限57,720円 (II)実費の1/2	(I)実費 上限107,870円 (II)実費の1/2	(I)、(II) 実費の1/2 上限10,500円	(I)、(II) 実費の1/2 上限24,500円
	7 校外活動等参加費	(I)実費 上限18,580円 (II)実費の1/2	(I)実費 上限24,660円 (II)実費の1/2	(I)実費 上限24,820円 (II)実費の1/2	(I)、(II) 実費の1/2 上限1,845円	(I)、(II) 実費の1/2 上限3,105円
	8 学用品・通学用品購入費	(I)実費 上限11,640円 (II)実費の1/2	(I)実費 上限22,740円 (II)実費の1/2	(I)実費 上限32,270円 (II)実費の1/2	(I)、(II) 実費の1/2 上限6,615円	(I)、(II) 実費の1/2 上限12,520円
9 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	(I)実費 上限51,110円 (II)実費の1/2	(I)実費 上限57,980円 (II)実費の1/2	(I)実費 上限57,980円 (II)実費の1/2	(I)、(II) 実費の1/2 上限25,530円	(I)、(II) 実費の1/2 上限28,990円	
10 オンライン学習通信費				(I) 実費の1/2 上限7,000円	(I) 実費の1/2 上限7,000円	
費用負担	支給される費目、金額は内容や認定される支弁区分（(I)、(II)）により異なります。					
備考						

名称	自立支援医療(育成医療)費給付	重度障害者医療費支給制度	障がい児等療育支援事業	発達障がい者支援センター	子ども家庭支援センター
申請窓口	大牟田市子ども家庭課 (41-2661)	大牟田市子ども家庭課 (41-2661)	りんどうの森 (53-8204)	あおぞら (0942-52-3455)	子ども家庭支援センターあまぎやま
対 象	18歳未満の身体に障害や病気がある児童で、手術などの治療により改善ができる方	重度障害者の方 ・知的障害者(重度と判定された人、療育手帳Aの人) ・身体障害者(身体障害者手帳1,2級の人) ・重複障害者(中等度知的障害と判定されかつ身体障害者手帳3級の人) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級の人)	在宅の障害(その疑いがある)児(者)とその家族	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害及び学習障害などの発達障害がある方とその家族	不登校や不登校傾向にある子どもと家庭、性格・行動(発達障害が疑われる)等が気になる子ども・家庭、学校関係
収入基準	市町村民税の金額による制限あり	所得制限あり			
申請方式	担当窓口にて申請	担当窓口にて申請(随時)		予約制	
援助項目 ※金額は上限		※精神障害者保健福祉手帳の保有を理由として医療証の交付を受けた方については、精神病棟への入院は助成対象外です。 (ただし、3歳~中学生を除く) ※65歳以上の方は後期高齢者医療制度への加入が必要です。 生活保護を受給している方は該当しません。	知的障害児(者)の地域での生活を支援するため、療育指導、相談等及び各種福祉サービスの提供の援助調整等を行います。	相談支援(助言や情報提供) 発達支援(療育活動や家庭や学校でのかわり方について助言、情報提供) 啓発・研修事業(行政・学校・企業等に対して研修や講師派遣を行う)	相談支援(助言や情報提供) 不登校支援(家庭や学校と協力し関わり方や支援について助言、情報提供)啓発・研修事業(行政・学校等に対して研修や講師派遣を行う) 心理テスト(必要に応じて)
費用負担	世帯の所得に応じて0~2万円/月の自己負担がある。	通院:500円/月 1医療機関 入院:一般500円/日 市民税非課税世帯300円/日(月上限20日) ※3歳~中学生は、月上限7日	無料	無料	無料
備考	【更生医療】18歳以上の身体障害者手帳を持っている方の窓口:福祉課(障害福祉担当) 【育成医療】18歳未満の身体に障害のある方の窓口:子ども家庭課	県内受診の場合、「健康保険証」と「医療証」を医療機関窓口で提示し、重度障害者医療の自己負担を支払います。 県外受診の場合、「健康保険証」を医療機関窓口で提示し、保険診療分の自己負担額(通常3割)を支払い、後日子ども家庭課に払い戻し申請を行います。	所在地:〒837-0922 大牟田市今山755	所在地:〒834-0122 八女郡広川町1361-2	所在地:〒837-0905 大牟田市甘木1158 児童養護施設甘木山学園内

申請窓口	大牟田市福祉課（障害福祉担当）（TEL41-2663 FAX41-2664）
対象	障害児
認定基準	障害や利用サービスによって異なるため、まずは申請窓口へご相談ください。
申請方式	担当窓口で利用申請
名称(費用負担) / 援助項目	
障害児相談支援（無料）	サービスを利用する際に、障害児支援利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整及びモニタリング等を行います。
障害児通所支援（原則1割）	<p>①児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。</p> <p>②放課後等デイサービス：就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。</p> <p>③居宅訪問型児童発達支援：重度の障害の状態にあり外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、生活能力向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。</p> <p>④保育所等訪問支援：専門職が障害児のいる保育所等の施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。</p>
障害福祉サービス等（原則1割）	<p>①居宅介護：自宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事の支援を行います。</p> <p>②短期入所：自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設等において、短期間入所し、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を行います。</p> <p>③日中一時支援</p> <p>④補装具の給付と修理</p> <p>⑤日常生活用具の給付</p>

◇放課後等デイサービスについて

大牟田市内事業所（2022/7月末現在）15ヶ所

- ・てとでのキッズ(小川町) ・りんどう学園(今山) ・び〜ず(樋口町)
- ・放課後等デイサービス るんるん(天領町) ・からふる(通町) ・チャイルドハート大牟田(吉野)
- ・放課後等デイサービス美さと(三里町) ・放課後等デイサービスきらきらぼし(倉永) ・実りえ(上官町)
- ・chameleon(大黒町) ・発達支援事業所ひらそるの芽(明治町) ・ティオステップ(東新町)
- ・FCアミーゴ(宮部) ・放課後等デイサービスひまわりキッズ(鳥塚町) ・みらとも(新町)

3 仕事にかかわる支援制度や機関

(1) 大牟田公共職業安定所 (ハローワーク大牟田) 53-1551(代表)

ハローワーク大牟田は、国の職業紹介機関として、職業紹介・相談、人材の募集など雇用に関する様々なサービスを無料で行っています。また、地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開しています。

【組織の概要】

○場所 大牟田市大正町6丁目2番3号

○利用時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(土日祝・年末年始除く)

○業務内容

ハローワークでは、全国のハローワークで受け付けた求人を求人情報検索システムでご覧になれます。また、お仕事の紹介や職業相談、面接や応募書類の作成指導、職業訓練のあっせん等の支援メニューをご用意しております。個々の希望やニーズに合わせた様々な相談を受け付けています。

○各種支援メニュー

- ・求職申込み ・パソコンでの簡単な求人検索
- ・再就職のための職業訓練制度 ・就職支援セミナー ・マザーズコーナー
- ・履歴書、職務経歴書の記入アドバイス、添削 ・マンツーマン支援

(2) 福岡県若者就職支援センター 092-720-8830

福岡県では、「福岡県若者就職支援センター」を設置し、おおむね39歳までの若者を対象に、きめ細やかな個別就職相談をはじめ、セミナーや会社説明会など多彩な支援メニューを用意し、将来に向けた進路選択やその後の就職活動・職場定着までをしっかりと支援します。

【センター概要】

○場所 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィスビル12階

○利用時間

平日(月曜日～金曜日) 午前10時～午後6時

土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後5時(年末年始休み)

○対象者 おおむね39歳以下の若者

○業務内容

- ・個別就職相談 ・適性診断、自己分析 ・就職支援セミナー ・職種別セミナー
- ・社会人インターンシップ ・職業紹介 ・応募書類作成のためのパソコンやプリンターの利用 ・インターネットの利用(企業・求人検索) ・就職後の相談

※ 福岡県30代チャレンジ応援センターと福岡県若者しごとサポートセンターを統合したものです。

(3) 子育て女性就職支援センター

福岡県では、「子育て女性就職支援センター」を設置し、働きたいと思っている子育て中の女性を対象に就職相談や保育などの情報提供、就職や仕事に役立つセミナーの開催、出張相談の実施、仕事のあっせん（職業紹介事業）などを行っています。

- 利用時間 平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（祝日除く）
- 設置場所 県内 4 ヶ所（福岡、北九州、筑豊、筑後）に設置しています。
県南の筑後地区は、筑後労働者支援事務所（県久留米総合庁舎内）
- 費用 無料
- 事業内容
 - ①就業に関する相談
 - ②セミナー情報などの提供
 - ③お仕事の紹介・就職あっせん
- 出張相談
 - ・とき 第 2 木曜日（祝日の場合は翌日）10 時 30 分～15 時 30 分
 - ・ところ 大牟田市労働福祉会館 2 階
 - ・申込み 大牟田市福祉課（障害福祉担当）41-2663
- お問い合わせ・相談 福岡県筑後労働者支援事務所 0942-38-7579

(4) ひとり親サポートセンター（ひとり親家庭等就業・自立支援センター） P 2 5 参照

(5) 福岡県中高年就職支援センター 092-433-9211

おおむね 40 歳からの中高年のみなさんを対象に、個別就職相談、職業紹介、専門研修、面接会などをワンストップで実施しています。また、就職活動のノウハウを身につけるためのセミナーや就職活動に不安を抱えている方に対する専門家による「心の健康診断」など、さまざまな支援メニューを用意し、新しい就職先が見つかるまでしっかりと支援します。

【センター概要】

- 場 所 福岡市博多区博多駅東 1-1-33 はかた近代ビル 5 階
JR 博多駅（筑紫口）から徒歩 5 分
- 利用時間 月曜日～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 6 時（祝日、年末年始を除く）
- 対象者 おおむね 40 歳からの中高年者
- 各種サービスメニュー
 - ①職業紹介 ②個別就職相談 ③職種別セミナー ④各種専門講座

生活支援制度

(6) さわやかローン～中小企業従業員生活資金等融資制度～

福岡県が、中小企業に働いている方を対象に生計費、医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅費、物品購入費、また借金の返済などに必要とする生活資金をご融資するための制度です。

【お申込先】 九州労働金庫福岡県内各支店

(注) 九州労働金庫での審査の上、ご融資できるかどうかを決定します。

(7) ホットローン～福岡県求職者支援資金融資制度～

福岡県が経済環境の変動等で離職を余儀なくされた方々に、緊急かつ臨時的に必要な経費及び、求職活動に専念できるように生活の安定のための経費（生活費）を融資し、求職活動を促進するための制度です。

【お申込先】 九州労働金庫 福岡県内各支店

(8) 障がい者無料職業紹介事業 ～福岡県障がい者雇用拡大事業～

福岡県では、一般の企業等で働きたい障がいのある人と、障がいがある人を雇用する、または雇用を検討している企業を支援するため、相談から職業紹介、就職後のフォローアップまでワンストップで行います。ご利用には予約が必要です。

【申込み・問合せ】 福岡県障がい者雇用拡大事業事務局 092-733-3925

事業委託先：(株)総合キャリアトラスト

※月曜から金曜(休祝日を除く)午前10時～午後5時

(9) 労働関係相談窓口等のご案内

大牟田市雇用問題協議会では、働いている方、働きたい方のために、各種相談窓口を簡単にまとめたリーフレット『労働関係相談窓口のご案内 ～こんな時はここに相談！～』があります。

- ①労働条件を確認したいとき・・・大牟田労働基準監督署
- ②働く仲間に聞いてほしいとき・・・連合福岡・南筑後地域協議会
(誰かが一人で悩んでいるとき)
- ③働きにくい等職場のことを相談したいとき・・・福岡県筑後労働者支援事務所
- ④仕事を探したい・・・ハローワーク大牟田(大牟田公共職業安定所)
- ⑤住むところがないとき・・・大牟田市営住宅管理センター
福岡県住宅供給公社筑後大牟田出張所
- ⑥技術を身につけたい・・・福岡県立大牟田高等技術専門学校
- ⑦保険や年金の相談をしたいとき・・・大牟田市保険年金課
日本年金機構大牟田年金事務所
- ⑧生活ができない・・・大牟田市保護課
- ⑨こころの健康について相談したいとき・・・大牟田市福祉課地域支援担当
(こころリフレッシュ相談)
- ⑩生活上の悩みについて相談したいとき・・・社会福祉協議会生活支援相談室

(10) 離職者に対する住宅支援、就職支援、生活資金支援等のご案内

厚生労働省では、離職によって住宅等にお困りの方に対する支援策をまとめたリーフレット『第二のセーフティネット支援ガイド』があります。

① 職業訓練受講給付金（求職者支援制度）

＜問い合わせ先 ハローワーク大牟田 53-1551＞

ハローワークの支援指示により、公的職業訓練を受講する人が一定の要件を満たす場合に、訓練を受けやすくするための給付

② 住居確保給付金

＜問い合わせ先 大牟田市社会福祉協議会 生活支援相談室 32-8851 ＞

離職者であって住宅を失った、または失う恐れのある方に対する賃貸住宅の家賃のための給付（給付にあたっては一定の要件があります）

③ 総合支援資金貸付

＜問い合わせ先 大牟田市社会福祉協議会 生活支援相談室 32-8851 ＞

失業などにより日常生活全般に困難を抱えている人に対し、生活の立て直しのための生活費及び一時的な資金の貸付（貸付にあたっては一定の要件があります）

(11) 大牟田市男女共同参画センター(中央地区公民館内 1階) 41-2611

男女共同参画センターでは、男女共同参画社会の実現をめざして、女性の人権問題や男女共同参画に関する様々な啓発活動を行うと共に、男女共同参画に関するさまざまな情報提供等を行っています。

夫婦間、男女間の問題や家族のこと、職場や地域での人間関係、自分らしい生き方、女性に対する暴力等、女性を取り巻く様々な問題について誰かに相談したいとき、ひとりで悩まずに、まずはお電話してみませんか。

女性相談員がお話を聴き、あなたとともに考えます。相談は無料ですので、気軽にご利用下さい。秘密は守ります。

時間…平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（相談専用電話：43-1012）

（注）来所による相談は、事前に電話で予約をしてください。



(12) 筑後若者サポートステーション（通称：筑後サポステ）

学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、長期に職業に就けず悩んでいる若者を対象に職業的自立など将来に向けた取り組みを行っています。

サポステでは、以下の様々なサービスを行っています。

無料です

※基本的にサポステでは職業紹介は行っておりません。

※支援対象年齢がおおむね 15～49 歳までになりました。（令和 2 年 4 月から年齢引上げ）

	筑後サポステ	サテライト大牟田
相談日時	月～土曜日 10:00～17:00（要予約） ※予約受付は月～金曜日 10:00～17:00	毎週土曜日 10:00～17:00（要予約） ※予約受付は月～金曜日 10:00～17:00
休所日	日曜日・祝日・年末年始	月～金・日曜日・祝日・年末年始
住 所	〒830-0520 久留米市城南町 15-3 久留米市役所 2F	〒836-0851 大牟田市笹林町 1-1-1 大牟田労働福祉会館旧談話室
問合せ先	0942-30-0087	0942-30-0087

1 若者サポートの専門家（キャリアコンサルタント・産業カウンセラー・臨床心理士など）による、一人一人の状態にあわせた相談

キャリア・コンサルタントをはじめとした専門家が、皆さんの総合的な相談を実施するとともに、一人一人に適切なサポートメニューを作成し、皆さんのステップアップをフォローします。メンタル面のサポートが必要な方に対しては、臨床心理士等によるカウンセリングも行っています。

サポートの方法はサポステの中に限りません。専門的なサポートが受けられるよう、必要に応じて外部の適切な支援機関・団体等をご紹介します。

2 ステップアップのためのプログラム

コミュニケーションスキルアップのためのグループワークや職業講話、面接訓練など、段階に応じたプログラムを複数用意し、ステップアップを図ります。（サポステ塾）

3 職場見学・就労体験

筑後の企業等における基本 10 日間の就労体験&事前・事後研修を行います。実際に働いている人がいる場所へ行き、その仕事を見て、体験することで、「働く」ということを学びます。

「働く」ということを意識することにより、その後の様々なプログラムやサポートから、より高い効果を得ることが出来ます。

4 ご家族・保護者向けのサポート

保護者を対象としたセミナーや個別相談などを開催し、若者の自立に向けたサポートの在り方や、若者への接し方、ご家族や保護者ご自身の悩みへの相談などにも応じています。

(13) 生活困窮者自立支援事業と生活困窮者レスキュー事業

経済的困窮や疾病、障害、家庭環境など複合的な課題を抱え、生活に困窮している人に対し、一人ひとりの状況等に応じ、包括的・継続的に、自立に向けた支援を実施します。

1. 対象者： 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人が対象です。(※生活保護受給者は対象外です。)

2. 実施事業

事業	内 容
①自立相談支援事業	生活に困窮している人に対する就労その他の自立に関する相談受付や支援プラン作成など、包括的・継続的な支援を実施します。
②住居確保給付金の支給	離職等により住宅を失った人又はその恐れがある人に対し、家賃の一部を給付金として支給します。(世帯人員毎に上限があります。) <u>※利用申請にあたっては、収入等の要件があります。</u>
③就労準備支援事業	就労が困難な人に対し、生活習慣形成や社会的能力の習得など一般就労に向けた基礎能力の形成を支援します。 <u>※利用申請にあたっては、年齢や収入等の要件があります。</u>
④学習支援事業	生活困窮世帯の子どもへの学習支援等を実施します。 ※詳細は下記「4. 学習支援事業」を参照してください。
⑤一時生活支援事業	ホームレス等の一定の住居を持たない方、ネットカフェに寝泊まりし居住形態が不安定な方に対し、一定期間宿泊場所を提供し、生活基盤を整えたうえで住宅の確保や求職活動の支援を行います。
⑥家計相談支援事業	家計のやりくりがうまくいかず、生活にお困りの方を対象に相談員が家計相談を受け付け自立して安定的な生活が送れるよう支援します。

3. 相談窓口：社会福祉協議会生活支援相談室（総合福祉センター2F：瓦町 9-3 TEL32-8851）

受付時間：月曜日から金曜日 午前9時～午後5時（祝祭日・年末年始を除く。）

4. 学習支援事業

市内在住で学習支援が必要と思われる世帯の中学生等を対象とした学習支援事業を実施しています。

◆目的	高等学校等への進学を希望する人で、学びたいという意欲があるにもかかわらず、家庭の経済状況等により進学を断念したり、不登校になってしまうことを防ぐため、基礎学力やコミュニケーション能力の向上等を図るとともに、日常的な生活習慣の定着と高校進学の相談等に対する支援を行います。また、高校生等に対しては、定期的に面談等を実施し、中退を防ぐための支援を行います。
◆対象	上記をふまえ、市内在住で本事業の利用を希望する中学生等 (※保護者の同意が必要です。)

◆内 容	(1)学習支援員及びボランティア等が市内3カ所にて学習支援を行います。 (2)自主学习を中心に、個人のレベルに応じた基礎学力の向上を支援します。 (3)生徒や保護者の様々な悩み事の相談に対応します。
◆実施場所	北部エリア、中央部エリア、南部エリアの公共施設等にて実施しています。
◆その他	○本事業の利用を希望される場合は、事前に申込みが必要です。 ○時間は、1回あたり2時間程度です。

※開催日時や場所については、申込みの際に確認してください。



【参考 令和5年度実施分】

実施場所（住所）	実施日時
北部エリア（手鎌地区公民館）	毎週木曜日 18:00～20:00※第5木曜日はお休みです。
中部エリア（総合福祉センター）	毎週火曜日 18:00～20:00
南部エリア（三川地区公民館）	毎週木曜日 18:00～20:00※第5木曜日はお休みです。

※年末年始はお休みです。

＜問い合わせ・申込先＞ 社会福祉協議会生活支援相談室（総合福祉センター2F TEL 32-8851）

【大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会】

この協議会は市内27の社会福祉法人が集まり、既存の制度やサービスでは解決できない制度の狭間の問題を解決するために、制度の狭間の問題の把握や解決の仕組みを作り、運営する協議会です。

協議会では、生活困窮者レスキュー事業要綱を作成し、既存の制度で対応できない様々な事業を展開しています。

生活困窮者レスキュー事業

制度の狭間の問題となっているものについて協議し、ライフラインのつながりの支援や、既存制度の活用まで（例：生活保護受給まで）のつながりの支援などに取り組んでいます。

具体的にはゴミ屋敷の片づけを協議会の参加法人（人的支援）がともに行ったり、処分費用の支援（経済的支援）をしたり、生活困窮者（給付金や手当が入るまでに所持金がない人等）の食糧支援やライフラインの支払い費用の貸付、高校入学や進学に際しての支援などを行っています。

対象：生活困窮者自立相談支援機関である生活支援相談室に相談があり、既存の社会資源では解決が難しいと判断したもの。または既存制度の活用までに時間がかかり、つながりの支援が必要なもの。

【相談窓口（問い合わせ先）】社会福祉協議会生活支援相談室
（総合福祉センター2F TEL 32-8851）

(14) 奨学金返還支援制度 おおむた100若者未来応援事業

大牟田市内に居住する若者が、大牟田市内の中小企業等に就職した場合に、在学時に貸与を受けた奨学金の返還額の一部を補助します。

名 称	おおむた100若者未来応援事業		
申請窓口	大牟田市産業振興課 (TEL41-2724 FAX41-2751)		
対 象	<p>(1)～(6)のすべての条件を満たす人</p> <p>(1) 大学・高校等在学中に奨学金の貸与を受けた人</p> <p>(2) 貸与を受けた奨学金の返還を滞納なく行っている人</p> <p>(3) 市内中小企業等に、平成30年4月1日以降に正規雇用で就職した人(出向又は派遣、公務員及び独立行政法人職員等を除く)</p> <p>(4) 就職日現在の年齢が満35歳未満の人</p> <p>(5) 大牟田市に住所を有する人</p> <p>(6) 市税を滞納していない人</p>		
補助金の額及び補助期間	1年間の奨学金の返還額または10万円のいずれか低い方の額を最大3年間		
申請方法の主な流れ	<p style="text-align: center;"> 就職等 → 登録申請 → 交付申請 → 補助金交付 </p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">登録申請に必要な書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登録申請書 2 雇用契約書等 3 住民票の写し 4 奨学金の貸与を証するもの 5 誓約書兼照会承諾書 </td> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">交付申請に必要な書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書 2 雇用証明書等 3 健康保険証等の写し 4 市税の滞納がないことを証する書類 5 奨学金の返還の事実を証する書類 </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center; margin: 0;">登録申請に必要な書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登録申請書 2 雇用契約書等 3 住民票の写し 4 奨学金の貸与を証するもの 5 誓約書兼照会承諾書 	<p style="text-align: center; margin: 0;">交付申請に必要な書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書 2 雇用証明書等 3 健康保険証等の写し 4 市税の滞納がないことを証する書類 5 奨学金の返還の事実を証する書類
<p style="text-align: center; margin: 0;">登録申請に必要な書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登録申請書 2 雇用契約書等 3 住民票の写し 4 奨学金の貸与を証するもの 5 誓約書兼照会承諾書 	<p style="text-align: center; margin: 0;">交付申請に必要な書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書 2 雇用証明書等 3 健康保険証等の写し 4 市税の滞納がないことを証する書類 5 奨学金の返還の事実を証する書類 		

※ 対象や申請期間などの詳細については、申請窓口や大牟田市のホームページで確認してください。

4 高齢者のくらしにかかわる支援制度や機関

こんなことに悩んだら…

- 健康づくりのために、体操や趣味等にサークルで活動したい
- 親の足腰が弱ったので、自宅内（廊下やトイレ）に手すりを設置したい。また、リハビリをすることで元気になってほしい
- 認知症のせいかわれ度におなじことを言ったり、物を失くすことが多くなったのように対応したらよいか
- 認知症の母（または父）が一人で外出し、道に迷うようになった



など

（1）介護相談・高齢者支援

○地域包括支援センター（総合相談窓口）

地域包括支援センターは、介護・健康・福祉・医療などのさまざまな悩み・相談に対応する総合相談窓口です。市内を中央地区、手鎌地区、吉野地区、三池地区、三川地区、駿馬・勝立地区の公民館ごとに6つに分けて設置しています。

名称（場所）	担当校区	電話番号
中央地区地域包括支援センター （笹林公園内）	大牟田中央、大正、 中友、白川、平原	41-2676
手鎌地区地域包括支援センター （手鎌地区公民館内）	明治、手鎌	59-6020
吉野地区地域包括支援センター （吉野地区公民館内）	上内、吉野、倉永	41-6025
三池地区地域包括支援センター （三池地区公民館内）	高取、三池、 羽山台、銀水	41-5506
三川地区地域包括支援センター （三川地区公民館内）	みなと、天領	41-5298
駿馬・勝立地区地域包括支援センター （駿馬地区公民館内）	駿馬、天の原、玉川	41-2020

○介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者の皆さんが、その人の状態にあった支援を受けられる事業です。

◆介護予防・生活支援サービス事業

要支援1、2の認定を受けた人や、地域包括支援センターが実施する基本チェックリストの判定により支援が必要と判断された人を対象とする事業です。

事業名	担当名	連絡先
訪問型サービス	福祉課	41-2683
通所型サービス	介護サービス育成担当	

◆一般介護予防事業

65歳以上の全ての高齢者を対象とした事業です。

事業名	担当名	連絡先
排尿・排便トラブル予防教室	福祉課 総合相談担当	41-2672
よかば〜い体操普及事業	健康づくり課	41-2668
転倒予防教室		
歯にかみ教室		
脳健康チェック・もの忘れ相談会	福祉課 地域支援担当	85-0470

◆高齢者福祉事業

事業名	担当名	連絡先
介護用品（紙おむつ）給付事業	福祉課 総合相談担当	41-2672
緊急通報システム事業	福祉課 総務企画担当	85-0470

○地域交流施設 問合せ先：福祉課(地域支援担当 ☎85-0470)

地域交流施設とは、地域の高齢者をはじめ、誰でも利用できる地域の「集まり場・茶飲み場」です。施設で取り組まれている活動や交流・会話や食事を楽しみながら、地域住民の交流を深めていくことを目的としています。市内に47箇所あり、利用料は無料です。

(2) 介護保険のしくみ

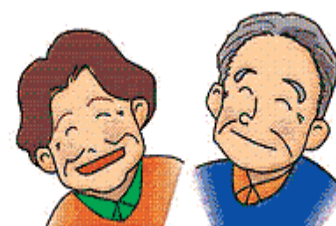
○介護保険料の決め方と納め方

◆65歳以上の人の保険料（平成3～令和5年度）

所得段階を11段階に分けて、年額22,390～149,280円

◆40歳～64歳の人の保険料

加入している医療保険の算定方法により決定されます。



○要介護等認定の流れ（介護サービスを利用する手続きは？）

① 市役所福祉課に申請するところから始まります。

必要なもの：介護保険被保険者証（黄色）、主治医の氏名、医療保険の被保険者証、窓口で手続きする人の本人確認書類、本人の個人番号を確認するための書類

② 市役所から調査員が自宅（もしくは病院、施設など）を訪問し、本人の心身の状態を確認します。

③ 1ヶ月程度で要介護等認定（自立～要介護5）が決まります。

○介護サービスの利用方法

要介護状態区分に基づいてケアプランを作成し、サービスを利用します。

担当のケアマネジャーを決めて、困っていることを相談して必要な支援を考えます。

○介護サービスの利用料

要介護等認定を受けた人全員に、自己負担の割合（1割から3割）が記載された介護保険負担割合証（うす紫色）が発行され、それに基づいて利用料を支払います。

(3) 介護サービスの種類・費用（利用者はサービス費用の1割から3割を負担）

○在宅での生活を支援するサービス

ヘルパー訪問による身体介護や生活援助、施設に通所しての介護、機能訓練、訪問看護など。施設等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練を受ける。

また、手すりや段差解消などの住宅改修、福祉用具の購入やレンタルなど。

○施設サービス

在宅での生活が困難な方が施設等に長期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練を受ける。

(4) その他の支援や予防のための支援制度

○成年後見制度

高齢者や障害のある人が、認知症や知的・精神障害などで判断能力が不十分になったときに、生活上の「不安」を「安心」に変えるための制度です。

家庭裁判所が決めた代理人が、本人の金銭管理や日常生活を送る上で必要な手続き等を行います。

相談窓口	開所時間	連絡先
大牟田市成年後見センター (総合福祉センター内)	月～金 午前9時～午後5時	57-2535

○認知症の人と家族の支援

名称	内容	開催日
認知症なんでも相談室	認知症の病気や対応について、専門家が対応します。(相談無料)	毎月第1.2水曜日 13:30～16:30
認知症カフェ	認知症の本人や家族が交流したり、専門家へ相談できる場です。	各カフェ 月1回程度
認知症医療センター (独立行政法人国立病院 機構大牟田病院)	精神保健福祉士等が、認知症に関するさまざまな相談に応じます。	月曜～金曜 (祝日除く) 9:00～17:00

上記以外にも相談窓口があります。詳しくは、大牟田市役所福祉課地域支援担当(TEL: 85-0470)までお問合せください。

○高齢者虐待の防止

大牟田市では、虐待を早期に発見、対応、防止していくために、事業所や市民に対し高齢者虐待の啓発を行っています。

パンフレット『高齢者のくらしを応援します』を配布しています。

【問合せ先】大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課 電話：41-2683

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地(大牟田市庁舎1階)



【参考資料】

子どもや親のことで、悩みを1人で抱え込んだりしていませんか？

その悩みをどのようにしてクリアしていく選択肢があるのでしょうか？

1

☆気づき 学校の担任、養護教諭等の立場や地域の立場で気づいた場合
<子どもの気になる様子> <家庭の気になる様子>
不登校、いじめ、 学校への不信感
生活習慣 養育力の課題、虐待
対人関係 など 過保護 など

2

☆相談（共有する）
学年会議や校内の諸会議で話す。 校内のケース会議をする。
主任児童委員、民生委員、地域の方と話す。 など

課題を整理し、対策を練る（アセスメント）
○何が課題で、その課題と一緒に取り組むどんな人たちがいて、どんな役割分担と協働の支援が可能か？

- ①現状を把握する
生活面、学力面、自尊感情など
- ②背景を探る
成育歴、家庭環境、経済状況 など
- ③課題を整理する。
だれが、どんなことに困っているのか？
- ④支援の取り組みをするときのキーパーソンは誰か。
- ⑤取り組みについての短、中、長期的な行動計画を立てる。など

課題整理や対策を練るときに協働できる人たち
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
教育相談室、通級教室
巡回相談(教育事務所)
訪問指導員
民生委員、主任児童委員
など

3

校内での共有と対応

校種間での共有と対応
保育所、認定こども園、幼稚園、小・中・高校と連携します。

学校と関係機関での共有と対応
学校が発信し関係機関が集まり共有と対応をします。

要保護児童対策地域協議会での共有と対応
学校や単一機関での対応が難しいときに、子どもや家庭にかかわる組織や人が集まり、共有と対応をします。

要保護児童対策地域協議会【要対協】とは？

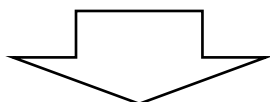
児童福祉法に基づいて、平成 16 年度より全国の市町村に設置され、子どもを地域で支え育てるために、個別の子どもの状況に合わせた支援のネットワーク体制づくりをする組織です。大牟田市の場合は、「大牟田市子ども支援ネットワーク」と呼び、事務局を大牟田市子ども家庭課児童家庭相談室(41-2684)が担当しています。

この組織では、個別の子どもの状況にあわせて関係機関を集めたケース会議を呼びかけ、守秘義務に基づいて、それぞれが持つ子どもや家庭にかかわる情報を共有し、必要な支援について短期、中期、長期的な支援にむけて対策を立てることをねらいとしています。

ケース会議を開催するときは、学校等が児童家庭相談室に相談します。また、スクール・ソーシャル・ワーカーや児童相談所などが依頼することもあります。

大事なポイントは、そのケースをどこかに丸投げするのではなく、みんなで「みこしを担ぐ」ことです。

4

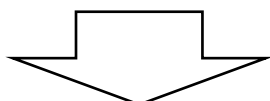


共有した短期、中期、長期にわたる支援の行動計画について、具体的な動きをつくります。

必要に応じて、子どもにより近い関係者が集まって情報を共有したり、親やキーパーソンを交えての家族応援会議を開催したりしていきます。

その際、それぞれが動いた情報などを集約するキーステーション（拠点）をどこが担い、だれと相談しながら、次の動きにつなぐかが重要になります。

5



具体的に動いた結果を踏まえて、課題整理や対応について、必要に応じて見直します。

状況に応じて、再度、それぞれのところで、状況を共有する会議を開催します。左の図で言えば、**2** に戻ることになります。

大事なポイントは、大きな変化を期待せず、かかわりや支援の動きがとぎれないことです。

ひとりのこどもを育てるには
村じゅうのひとの知恵と力が必要
～アフリカに伝わることわざ～

【参考資料】

保護者へ紹介したり、子どもの学びや育ちにかかわる人たちも
相談できたりする窓口一覧

○妊娠・出産・子育てに関する相談は

- ・ はぐはぐおおむた 41-2260

○保護者が子育てに悩んでいるとき

- ・ 教育相談室 52-4113
- ・ 子ども育成課 41-2248
- ・ 子ども家庭課 41-2661
- ・ 児童家庭相談室 41-2684

子どもや親の子育てに関する
相談全般に対応してくれます。

○育ちに心配があるとき

- ・ りんどうの森 53-8204
障害児(者)の地域での生活
支援にかかわる相談
- ・ あおぞら 0942-52-3455
発達障害など、育ちに心配が
あるときの相談
- ・ 子ども家庭支援センターあまぎやま
58-6636
不登校傾向や育ちに心配がある
ときの相談

○母親が夫婦関係や職場や地域での
人間関係等に悩んでいるとき

- ・ 大牟田市男女共同参画センター 43-1012
女性の相談員が電話相談から
対応します。

○保護者が高齢者の介護などで悩んでいるとき

- ・ 各地区地域包括支援センター（P60 参照）
高齢者の介護、健康、福祉、医療等、さまざまな悩み相談に対応します。

○保護者が生活に心配があったりするとき

- ・ 教育委員会学務課 41-2866
就学援助の相談、申請ができます。
- ・ 保護課 41-2667
生活保護の相談、申請ができます。
- ・ 生活支援相談室 32-8851
生活に困窮している人の自立にむ
けた支援を行っています。

○高校、大学、専門学校等への進学や修学な
どに心配がある場合

- ・ 中学校、高校
奨学金などの相談や申請ができます。
- ・ 保護課 41-2667
生活保護を受けている場合は、高校
就学費の相談や申請ができます。
- ・ 社会福祉協議会生活支援相談室 32-8851
低所得者世帯(概ね市民税非課税程
度)の場合は、生活福祉資金の相談や申
請ができます。
- ・ 子ども家庭課 41-2661
ひとり親家庭の場合は母子父子寡婦
福祉資金の相談や申請ができます。

これらの相談は、すべて無料です。子どもの学びや育ちにかかわる人たちも、
一人で抱え込まず、その家庭にかかわるさまざまな立場の人たちとネットワー
クとチームワークで取り組みましょう。

【参考資料】

心や人とのかかわりのことでの悩みや心配へのサポートについて

対人関係に関する心配

- ・人付き合いがうまくできない
- ・人前に出ると緊張してしまう
- ・家に閉じこもりがち、など

性格や行動に関する心配

- ・自分の性格が気になる
- ・憂うつな気分、いらいらする
- ・いつも不安である
- ・集中できない、眠れない
- ・ストレスとうまくつきあえない
- ・困った癖がある、など

職場や学校に関する心配

- ・上司や同僚とうまくやれない
- ・職場になじめない
- ・学校に行けない、友達ができない
- ・いじめられている、など

家族に関する心配

- ・育児、しつけに関する心配
- ・親子、夫婦間の心配、など

悩みや心配を抱える人は、どんなサポートを必要としているのでしょうか？
大牟田市には以下のような相談窓口を設けています。
悩みや困り感に応じて、専門のスタッフがアドバイスや関係機関を紹介します。

相談窓口の例

<公的機関>○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー ○教育相談室、
通級教室 ○大牟田特別支援学校 ○子ども家庭支援センターあまぎやま ○大牟田市
児童家庭相談室 ○はぐはぐおおむた ○福岡県大牟田児童相談所
<地域の窓口>○主任児童委員、民生委員

機関や病院にはそれぞれの特徴があります。その特徴をふまえておくことが大切です。

子どもが通って過ごせる場所を提供することができる場所

<公的機関> 教育相談室、昭和教室、大牟田特別支援学校
福岡県大牟田児童相談所、子ども家庭支援センターあまぎやま
<民間機関> フリースクールソフィア など

育ちや心のことで相談できる場所

<公的機関> 教育相談室、子ども家庭支援センターあまぎやま、大牟田特別支援学校
福岡県大牟田児童相談所
<医療機関> 大牟田市立病院(小児科、精神科)、静光園第二病院、不知火病院
三池病院、米の山病院、大牟田保養院、倉永病院、おか医院、辻クリニック など

多様な性のあり方で、不安や悩みを持っている子どもに気づいたら・・・

身体のこと
で不安
や違和感
がある・・・
(身体の性)

自分自身
はどんな
性だと思
うか、不
安や違和
感がある
・・・ (心の性)

同性を好
きになる
？どちら
の性も好
きになる
？性別で
好きにな
る人を決
めたくない
？
(好きになる性)

服装やし
ぐさ、言
葉遣い
などが典
型的では
ない・・・
(性の表現)

日本国内における LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーなど、性的マイノリティの人々)の人たちの数は、様々な調査結果からおよそ 8.9% (※電通ダイバーシティラボ「LGBT 調査 2020」)といわれています。8.9%と仮定すると、11 人に 1 人という割合になり、日本にいる左利きの人の割合とほぼ同じになります。

このように LGBT の人たちは身近な存在ですが、多くの当事者は周囲の無理解や偏見を恐れ、そのことに不安を抱いても誰にも言えず隠している場合がほとんどです。

LGBT をより理解するためには↓

『性はグラデーション』 大阪市淀川区・阿倍野区・都島区 3 区合同ハンドブック
(淀川区 LGBT 支援事業 大阪市淀川区役所市民協働課 WEB: <https://niji-yodogawa.jp/> /)

学校での様子などから、気になる子どもがいる時、または子どもへの対応などで相談したいことがある時は、以下のところに相談できます。知らないこと、分からないことが多くても、一緒に考えていこうというスタンスで寄り添ってください。

FRENS (フレンズ) WEB: <http://blog.canpan.info/frens/>

交流会「にじだまり」「フレンズタイム」、街頭アクション「やっぱ愛ダホ!」、講演活動、相談を聴いて一緒に考え動くことを中心に、LGBTQ の子ども若者サポートのために活動しています。

LGBT の家族と友人をつなぐ会 福岡 WEB: <http://lgbt-family.or.jp/>

LGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーなど、性的マイノリティの人々) の家族や友人などによる会です。

ページ協力: NPO 法人 RainbowSoup WEB: <http://rainbowsoup.net/>

被災された方への支援制度

水害や台風、地震などで被災された方へは、さまざまな支援制度があります。詳しくは、内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要」(令和5年6月1日現在)内閣府「災害救助法の制度概要」(令和5年6月)などを参照してください。

証明書

支援制度の申請や税の減免、保険金請求等に
必要な場合があります。

「り災証明書

現に居住する家屋について、災害によって生じた家屋被害の程度を証明するもの

被災証明書

災害による被災の事実を証明するもの

証明書の交付手数料の免除

災害の援助などを受ける手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

子どもの教育、就学等

教科書等無償給与

災害により失った教科書や学用品等を支給します。

特別支援学校等への就学支援奨励事業

被災により必要となった通学費、学用品費等を援助します。

小中学生の就学援助措置

被災により必要となった公立小中学校の就学に必要な給食費や学用品費等の援助をします。

高等学校授業料等減免措置

災害により納付が困難な生徒に対して、授業料、受験料、入学料等を減額、免除します。

大学等授業料減免措置

災害により納付が困難な学生に対して、授業料等の減額、免除を行います。

緊急採用奨学金

被災により家計が急変した学生、生徒に対して緊急採用の奨学金の貸与を実施します。

児童扶養手当等の特別措置

被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当等について、所得制限の特別措置を講じます。

見舞金等

災害見舞金(大牟田市)

居住する家屋が準半壊以上、床上浸水の被害を受けたとき、市、県がそれぞれ見舞金を支給します。

くらし支援金(大牟田市独自)

災害見舞金を支給された世帯に支給します。

生活移動手段支援金(大牟田市独自)

災害により自動車を廃車した方に支援金を支給します。

住まい

市営、県営住宅、民間住宅の一時入居

入居可能な市営住宅や県営住宅、民間の住宅を提供します。

住宅の応急修理(大牟田市独自で上乘せ)

災害救助法に基づき住宅の支援をします。(業者に依頼する前に相談ください)

住宅に運ばれた土石、竹木等の除去

災害救助法に基づき、住宅に運ばれた土石、竹木の除去を支援します。

税の減免や猶予等

市県民税の減免

「り災証明書」等の交付を受けたとき、市県民税の一部を減免します。

固定資産税・都市計画税の減免

「り災証明書」等の交付を受けたとき、固定資産税・都市計画税の一部を減免します。

国民健康保険税及び医療費の自己負担の減免

「り災証明書」等にもとづき、国保税や医療費の自己負担分の一部を減免します。

後期高齢者保険料及び医療費の自己負担の減免

「り災証明書」等にもとづき後期医療保険料や医療費の自己負担分の一部を減免します。

国民年金保険料の免除

「り災証明書」等にもとづき国民年金保険料が免除されます。

市税の納税の猶予

災害により市税を一時に納付することができない場合一定期間徴収を猶予します。

介護保険料及び介護利用者負担の減免

「り災証明書」等にもとづき介護保険料及び介護サービス利用者負担の一部を減免します

ごみ、消毒、公共料金など

災害ゴミの処理

災害ゴミについて指定した場所で回収します。

家屋の消毒

浸水家屋の床下や家屋周りを中心に消毒液を散布します。

水道料金、下水道料金の減免

「り災証明書」等の交付を受けたとき、水道料金、下水道料金を減免します。(減免申請は不要)

し尿処理手数料の減免

「り災証明書」等の交付を受けたとき、し尿処理手数料を減免します。(減免申請は不要)

参照資料：「広報 おおむた 2020/8/1号」、内閣府上記資料

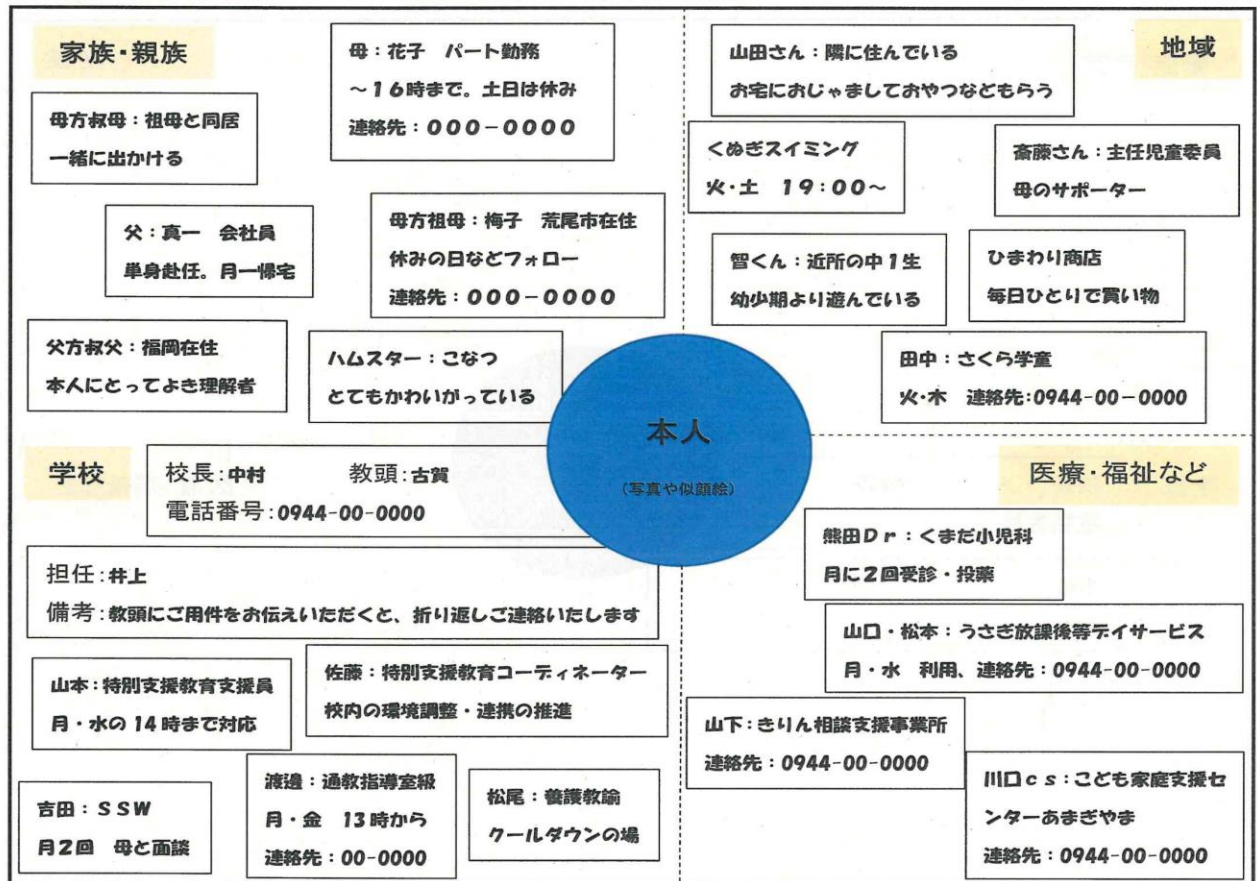
このマップは、本人及び関係者が支援の社会資源を把握するために活用できるものです。
 ※このマップの記入用はHPにあります。この冊子の裏表紙のQRコードを活用ください。

わたしの応援団マップ(サンプル)

氏名	おおへび 小学校	管理人(このシートを管理する人)
田中 太郎	5年 2組	田中 花子(母)

作成日 2020年 10月 6日

このシートは、太郎さんを応援する人たちが繋がりが合い、声を掛け合うことで、よりよい連携を築くことを目的としています。個人情報の取り扱いには十分に気を付けましょう。ご本人やご家族と一緒に作ることを意識して作成します。あくまでも「客観的事実」を基に記入し評価の視点は記載しないようにしましょう。



※できるだけ利用機関名や担当者名前、連絡先が見える形で記載する。

閲覧・書き込み・コピーいたしました

学校	閲覧する機関名			
(月 日)				
記入した 日付を記載	担当者の印鑑 もしくはサイン			

◎上記の機関が個人情報の取り扱いに遵守した上で情報を共有することを承認します(保護者の自署)

管理人の方・応援団の皆様へ

わたしの応援団マップのリレーについて

本シートは、ご本人やご家族が「管理人」となって回覧していただき、関係者が円滑に連携を深め、児童のよりよい生活を支えたいという思いで作成されました。

1. 目的

このマップは、〇〇さんを応援する人たちが繋がり合い、声を掛け合うことで、よりよい連携を築くことを目的としています。

応援団の皆さんがひとりの児童に向き合い繋がり、サポートしていくことで〇〇さんの力が引き出され、より良い成長が促されることが期待されています。

2. ご記入をご依頼する範囲

応援団としてご記入いただく対象の範囲は、毎日の暮らしの中で関って下さっている人や機関です。

3. ご記載について

可能な範囲でご記入をお願いします。ご記入後は管理人の方へのお渡しをお願いいたします。

4. 記入後のシートコピーと保管について

下記に印鑑を押していただいた方へ、必要に応じてコピーをお渡しいたします。個人情報となるため、**秘**資料として保管いただき、直接的なやり取りの元、ご本人の力や関わりの内容など、積極的な情報共有と連携にご活用ください。

5. 問い合わせ先

運用に関するご質問等、下記サポート機関までご連絡ください。

事業所名: _____ **電話番号:** _____ **担当者:** _____

※ この資料のデータや活用するための「わたしの応援団マップの配布および運用について」等は本冊子裏表紙の URL を参照ください。

福岡県教育文化奨学財団高等学校等奨学金について
次年度の予約募集の申請をされる中学3年生の保護者の方へ
中学3年生の保護者の方へ

＜この用紙を持って大牟田市役所税務課窓口に行けば、手続きがスムーズになります。＞
3の「誰の分が必要か」を記入の上、税務課窓口で申請してください。

1 証明書が必要な理由

令和5年度年度高等学校奨学生予約募集申請手続きのため

2 必要な証明書

「令和4年度分所得課税証明書」

3 誰の分が必要か。()

※奨学金の願書の同一生計の家族状況に書き出した人、全員分です。(学生を除く)

※無職、無収入の人も、年金だけの人も所得証明書が必要です。

※各1通です。

(注) 申請に行く場合は、窓口に行く人の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、顔写真付学生証等)と1通につき300円が必要です。

※ 予約募集に限り、給与収入のみの場合、「令和4年度市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」でも所得課税証明書に替えることが可能です。

※ 大牟田市に住民登録をされている方の所得課税証明書(本人分)は、マイナンバーカードによるコンビニでの発行が可能です。(1通250円)詳しくは大牟田市のHPをご覧ください。

※ 保護者が申請に行けない場合は、生徒が学生証を持って申請に行くことができます。
また、生徒の同居の親族(三親等以内)以外の方が申請される場合、委任状は1人につき1枚ですが、以下の委任状に連名でも可能です。

委任状

所得課税証明書の請求について、次の方に委任します。

○ 委任者(証明書が必要な当人)※奨学金の願書に書き出した人、全員を書いてください。

氏 名 _____

住 所 _____

※上の氏名欄に書き出した人のそれぞれの生年月日を書いてください。

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

○ 受任者(市役所に行って申請をしてもらう人)

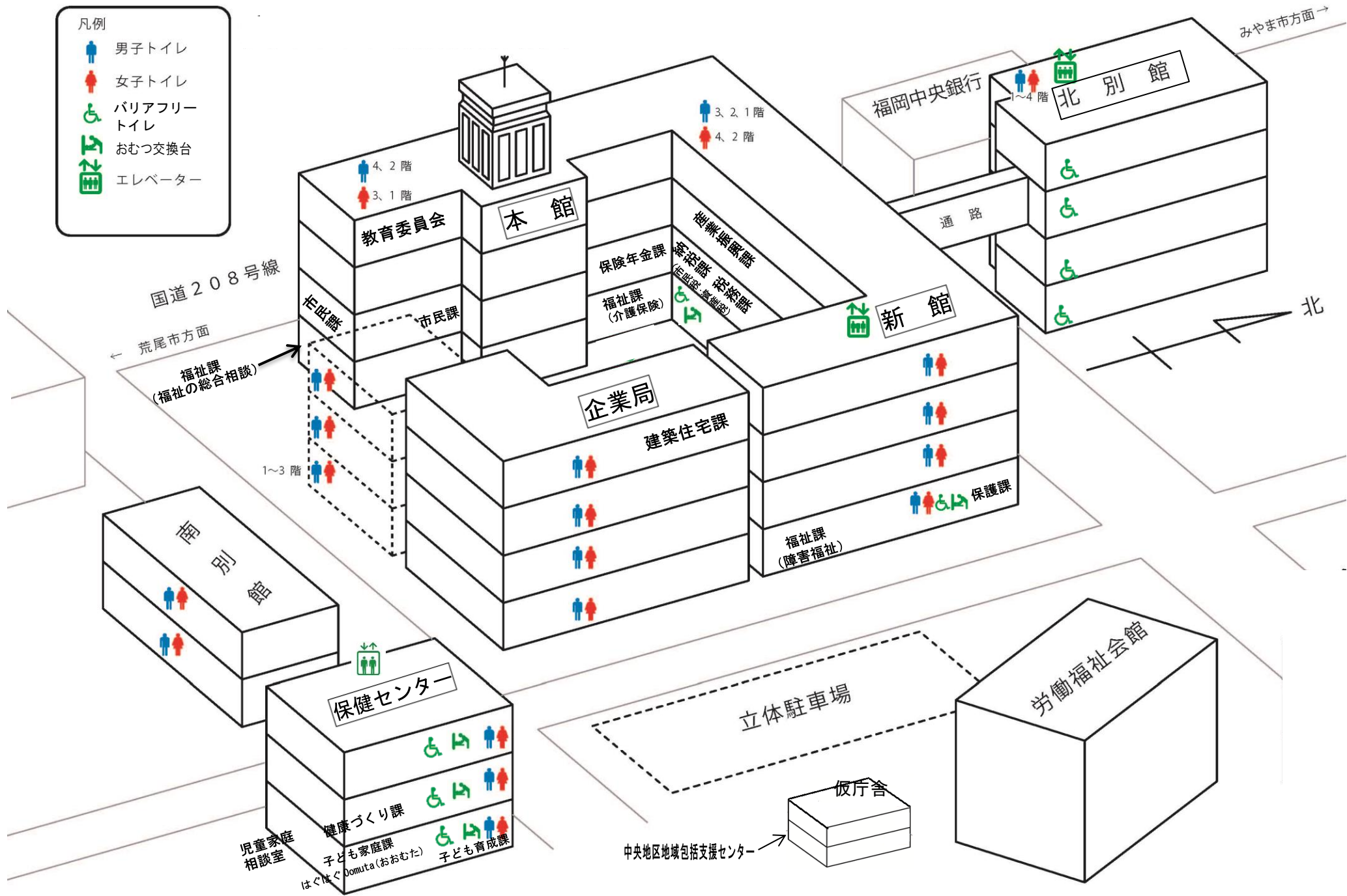
氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

大牟田市役所案内図 (子ども支援ガイドブックに関する部署)

- 凡例
-  男子トイレ
 -  女子トイレ
 -  バリアフリートイレ
 -  おむつ交換台
 -  エレベーター



編集 大牟田市人権・同和教育研究協議会 課題別委員会「子ども就学支援」
発行日 2023（令和5）年11月15日

『おおむたこども支援ガイドブック』は、大牟田市公式HPに掲載しています。

キーワード「おおむた子ども支援ガイドブック」で検索してください。

